

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業

入札説明書

令和2年7月22日
(令和2年9月25日修正)

名古屋市

目 次

第 1 入札説明書の定義	1
第 2 本事業の概要	2
1 事業名称	2
2 対象となる公共施設等の種類	2
3 公共施設等の管理者	2
4 事業目的	2
5 本事業の方針	3
6 公共施設等の立地条件及び規模	4
7 事業範囲	8
8 事業方式	13
9 事業期間	13
10 事業スケジュール	13
11 アジア競技大会中の維持管理運営業務の取扱い	15
12 事業者の収入に関する事項	15
13 事業に必要な根拠法令等	16
第 3 応募に関する事項等	17
1 応募者の参加資格要件等	17
2 応募に係る留意事項等	21
3 予定価格	22
4 入札価格等に係る消費税等の取扱い	23
第 4 事業者の選定及び選定の手順	24
1 事業者選定の方法	24
2 選定の手順及びスケジュール（予定）	24
3 応募手続き等	24
第 5 落札者の決定等	29
1 審査に関する基本的な考え方	29
2 審議会の設置	29
3 審査手順	29
4 提案内容に関するヒアリング等の実施	30
5 落札者の決定・公表	30
6 事業者の選定	31
7 事業者を選定しない場合	32
第 6 契約に関する基本的な考え方	33
1 基本協定の締結	33
2 特別目的会社の設立等	33
3 事業契約の締結	33
4 議会の議決	34

5	契約保証金の納付等	34
第7	事業実施に関する事項	35
1	サービス購入料の支払い	35
2	資金調達	35
3	保険	35
4	市と事業者の責任分担に関する考え方	36
5	事業契約上の債権の取り扱い	36
6	事業用地に関する事項	36
7	誠実な業務遂行義務	36
8	業務の委託等	37
9	資格者の配置	37
10	市によるモニタリング	37
11	法制上及び税制上の措置に関する事項	39
12	財政上及び金融上の支援に関する事項	39
13	その他事業実施に際して必要な事項	39
14	本事業の継続が困難となった場合の措置	39
第8	提出書類	41
1	入札参加資格審査前に入札手続きに関する提出書類	41
2	入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類	41
3	資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類	42
4	入札時の提出書類	43
第9	その他	46
1	情報の提供	46
2	事業契約に違反した場合の取り扱い	46
3	特定事業の選定の取り消し	46
4	問合せ先	46
資料1	事業予定地	
資料2	サービス購入料の考え方	
資料3	モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法	
資料4	自主事業に係る使用料	

本入札説明書では、以下のように用語を定義する。

用 語	定 義
本事業	「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業」をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
応募企業	施設の設計、解体・撤去、建設及び維持管理運営の能力を有し、本事業に参加する単独の企業をいう。
応募グループ	施設の設計、解体・撤去、建設及び維持管理運営の能力を有し、本事業に参加する者で、複数の企業で構成されるグループをいう。
応募者	応募企業又は応募グループ及び協力会社をいう。
構成員	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資する者をいう。
協力会社	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資を行わずに、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	審議会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
事業区域	「資料1 事業予定地」に示す本事業の対象区域をいう。
本施設	事業区域内に存する都市公園等の施設のうち、本事業の対象施設をいう。本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
審議会	P F I 法に基づく事業実施に必要な事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
特別目的会社	本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。S P C (Special Purpose Company) ともいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び別紙をいう。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、基本協定書案、様式集等をいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
サービス購入料	本事業に係るサービスの対価として、市が事業者に対して支払う料金をいう。
マスタープラン	市が令和2年7月に策定した瑞穂公園マスタープランをいう。
V I P	社会的地位の高い人物や各国の政府関係者などの特別待遇を要する人物をいう。
V V I P	皇室及び国賓などの最重要な要人をいう。
ネーミングライツ	施設の名称として、スポンサー企業やブランド名等を付与する権利。命名権。

用 語	定 義
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供する公共サービスの水準を市が検査・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が要求水準等を満足するサービス提供をできているか自ら監視・確認する行為をいう。
競技エリア	陸上競技場のトラック及びフィールドをいう。

第1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、令和2年6月26日に特定事業として選定した「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業」を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、市公式ウェブサイトでの公表をもって代えることとする。本事業の基本的な考え方については実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映している。従って、応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、別添書類の「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）、「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）、「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）、「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業 様式集」（以下「様式集」という。）は、本入札説明書と一体のものとする。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によることとする。

第2 本事業の概要

1 事業名称

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業

2 対象となる公共施設等の種類

都市公園等

3 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村たかし

4 事業目的

瑞穂公園は、緑地や山崎川など豊かな自然に恵まれた都市公園で、総面積約24haの運動公園である。

春には桜が並ぶ山崎川に訪れる人たち、日常的に散歩やジョギングを楽しむ人たち、児童園や親水広場で遊ぶ子どもたちや木陰に涼を求めくつろぐ人たち、スポーツ施設での競技や応援・観戦に来る人たち、広場でのまつりやイベントに参加する人など、年間を通じて多くの方が訪れている。また、国指定史跡大曲輪貝塚や古墳など縄文時代からの歴史資源が所在する。

公園内には、平成6年度に開催された第49回国民体育大会「わかしゃち国体」のメイン会場にもなった陸上競技場をはじめ、ラグビー場、野球場、テニスコートなどの各種スポーツ施設が設置され、多くの方が利用している。

現在の陸上競技場は、昭和57年に改築し、平成6年に改修を行っているが、それ以降、大規模な修繕・改修を行っておらず、施設の老朽化や規模、機能不足等の課題が指摘されてきた。そこで、名古屋市（以下「市」という。）では平成27年より建替えに向けた議論を進めてきた。その後、市は、令和8年の第20回アジア競技大会（以下「アジア競技大会」という。）の開催地として決定され、陸上競技場がメイン競技会場として予定されている。また、平成31年1月に、日本パラリンピック委員会から、令和8年のアジアパラ競技大会の開催要請を受けたことから、現在、開催に向けた検討を進めているところである。

市では、令和2年7月に、瑞穂公園の持つ多様な価値を高め市民生活の充実に寄与する公園のあり方と、それを実現していくための基本的な方針となるマスタープランを策定した。陸上競技場の建替えを始め公園の整備・運営にあたっては、このマスタープランに基づき実施する。

整備手法としては、民間の経営能力及び技術能力を活用した効率的な施設の設置、維持管理運営が期待できる手法を導入し、事業の効率化を図るものとする。

5 本事業の方針

(1) 事業実施の基本方針

公園利用者が既存施設を継続的に使用できるよう整備順序を計画し、公園全体の整備を行う。

(2) 陸上競技場の建替え

瑞穂公園の中心施設として、また、アジア競技大会開催時も各国からの来賓やトップアスリート、多くの観客が訪れるのにふさわしい施設として整備し、大会後も、後世の人々に親しまれ利用される、市のスポーツ振興の拠点となることを目指している。

そのため、

- ・競技者と観客の一体感を創出することで、アスリートが最高の力を発揮でき、また、観客が本格的なスポーツを体感できる、夢と感動の空間となる競技場
- ・年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できる競技場
- ・緑と水のうるおいある自然、史跡・古墳等歴史資源に恵まれた環境と調和した競技場
- ・モノづくり名古屋の最先端の技術を結集した競技場

を施設整備のコンセプトとし、できる限りコストを抑制し、アジア競技大会に間に合うように確実に完成させる。

(3) 公園の整備・運営

マスタープランに掲げる整備・運営の基本的な考えをもとに、瑞穂公園の一体的な整備・運営を行う。

瑞穂公園整備の方向性

- ・スポーツによるにぎわいの創出
- ・市民の交流・憩いの場
- ・自然環境の保全と活用
- ・名古屋の歴史のはじまりに触れる

なお、瑞穂公園は名古屋市地域防災計画において指定緊急避難場所（広域避難場所）に位置づけられているため、防災公園としての機能も併せて整備・運営を行う。

6 公共施設等の立地条件及び規模

(1) 立地に関する事項

事業予定地の立地に関する事項については「資料1 事業予定地」に示す。

(2) 施設要件等に関する事項

本事業において整備する施設及び主要な既存施設の概要は次のとおりである。

ア 本事業において整備する施設

(ア) 建築整備施設

施設の名称	概 要	
陸上競技場等	既存施設を解体・撤去し、新しい陸上競技場等の建設を行う。	
	観客席	○原則30,000席以上 ○アジア競技大会の開閉会式時に競技エリア内に仮設席約5,000席を設置し、合計35,000席以上が確保可能な計画とする。
	延床面積	○約64,000㎡ ※95%以上100%以下の範囲を許容する。
	屋根	○観客席30,000席以上を全て覆い、雨の吹き込みにも配慮する。
	高さ	○31m以下
	競技エリア	○陸上競技、サッカーの公式試合及び大会が可能な多目的競技場とする。 ○アジア競技大会の開閉会式、陸上競技の開催及びJリーグ公式戦の開催に必要な機能を整備する。
	動線・滞留場所	○競技者、大会運営者、VIP、観客の動線分離を図るための整備をする。 ○混雑緩和を図るため滞留場所を整備する。
	諸室	○全ての競技者及び関係者が安全で快適に競技可能かつ安全でスムーズな大会運営が可能となるよう整備する。 ○アジア競技大会の実施に必要な規定・基準を満たし、競技、大会運営に必要な機能及び多様な国・地域から訪れるVIP、VVIP及び各種メディア関係者等に対応する機能を整備する。
	ユニバーサルデザイン	○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、福祉都市環境整備指針、国際パラリンピック委員会のアクセシビリティガイド、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインなど、関係する法令、指針及び基準等を遵守する。

施設の名称	概 要	
	史跡・遺跡	○国指定史跡大曲輪貝塚及び関連する遺跡を保存し整備する。 ○展示機能及び休憩スペースを整備する。
	園路	○公園利用者が安全に通行できる園路を整備する。
	市道	○以下の市道について、廃道を予定する。 ・市道萩山町第16号線（幅員7.12～26.11m、瑞穂橋を含む） ・市道師長田辺下山町中線（幅員10.91m）の一部 なお、河川管理用通路として管理車両が通行可能とする構造とし、基本的には現況幅員を確保すること。 ○廃道に伴い、交通処理が必要な箇所については、道路管理者や交通管理者等の関係管理者と協議の上、必要な整備を行う。
	その他	○瑞穂公園陸上競技場及びラグビー場をつなぐ連絡橋の建替え及びその他周辺の附属施設の改修を行う。 ○第2駐車場として、必要台数を検討の上、整備する。
宿泊研修棟	○宿泊研修室や1階旧食堂の全面改修等を行う。 ○トイレを改修する。 ○天井及びトップライトの漏水及び結露対策、防水層の更新を行う。	
屋外トイレ	○南児童園の既設トイレの建替えを行う。 ○その他の屋外トイレ（5棟）のバリアフリー化・設備更新を行う。	
北連絡橋	○北側エレベーターシャフトの建替え及びエレベーターの更新を行う。 ○階段を含む高架部分の修繕を行う。	
休憩施設	○屋根付き休憩所（トイレ共）を整備する。	
第1・3・4・5駐車場・臨時駐車場	○令和5年3月末までに駐車場管制機器を更新する。 ○駐車スペースのライン引きを行う。	

(イ) 公園整備施設

施設の名称	概 要
全体共通	広場・園路、植栽、休憩施設、遊戯施設等の整備を行う。各施設の整備内容の詳細については、本入札説明書及び要求水準書等において示す。
緑陰広場	面積：約14,000㎡
東小公園	面積：約 1,000㎡

施設の名称	概要
瑞穂橋	面積：約 500㎡
東児童園	面積：約 4,000㎡
南児童園	面積：約14,000㎡
北児童園	面積：約 2,000㎡
やすらぎ広場	面積：約 1,500㎡
水の広場	面積：約 150㎡
松並木散策路	面積：約 3,000㎡
施設用地	面積：約 6,900㎡ ○令和5年3月末までに整地を行う。
市道及び散策路	○以下の市道について、廃道を予定する。 ・市道萩山町第14号線（幅員9.09m） ・市道山崎川右岸線第2号（幅員平均5.50m） ○廃道に伴い、交通処理の対応が必要な箇所については、道路管理者や交通管理者等の関係管理者と協議の上、必要な整備を行う。 ○廃道の後、事業者が公園内の歩行者用通路として整備を行う。 ○事業区域内の散策路等は、上記の廃道とあわせて一般車両の乗り入れを制限し、事業者が歩行者用通路として整備を行う。 なお、河川管理用通路として管理車両が通行可能とする構造とし、基本的には現況幅員を確保すること。

※公園整備施設の面積は参考値。整備の計画・実施にあたっては、測量の上行うこと。

イ 主要な既存施設

施設の名称	概要
陸上競技場(既存)	延床面積 : 12,856.89㎡ トラック : 全天候舗装 400m / 8コース フィールド : ティフトン芝 106m×71m スタンド : メイン / 9,000人、車いす使用者用 / 50人、バック / 18,000人
北陸上競技場	延床面積 : 1,901.15㎡ トラック : 全天候舗装 400m / 8コース フィールド : 天然芝 102m×69m スタンド : 3,000人、車いす使用者用 / 10人
レクリエーション広場	トラック : 300mトラック 6コース可能 スタンド : 芝スタンド 600人
ラグビー場	延床面積 : 6,080.85㎡ フィールド : 天然芝 135m×80m スタンド : メイン / 6,500人、車いす使用者用 / 18人、バック / 5,400人、サイド / 3,100人
ラグビー練習場	内容 : ロングパイル人工芝 60m×40m
野球場	延床面積 : 6,407.47㎡ グラウンド : ロングパイル人工芝（内野一部アンツーカー）、両翼 99.1m、センター122m スタンド : 内野 / 6,000人、外野 / 12,600人

施設の名称		概要
相撲場		延床面積 : 436.35 m ² 内容 : 屋型付土俵 1面 スタンド : 255人
宿泊研修棟	弓道場	延床面積 : 708.60 m ² 内容 : 和弓・・・近的 (28m) 10人立
	アーチェリー場	建築面積 : 235.20 m ² 内容 : 50m・30m 10人立
	屋内プール	延床面積 : 975.78 m ² 練習用 : 25m/5コース (水深1.1m~1.3m) 学童用 : 25m/1コース (水深0.8m~1.0m) 幼児用 : 10m×5m (水深0.3m~0.45m)
	練習プール (屋外)	延床面積 : 213.28 m ² 練習用 : 25m/7コース (水深1.1m~1.3m) 学童用 : 15m×10m (水深0.9m~1.1m) 幼児用 : 95 m ² (円形 水深0.35m~0.5m)
	トレーニング室	延床面積 : 427.00 m ² 内容 : 器具55種類 133点
	宿泊研修室	延床面積 : 837.05 m ² 内容 : 和室10畳 (5人) 10室、20畳 (10人) 2室 宿泊定員 : 70人、冷暖房完備 付属施設 : 浴室、ミーティングルーム、洗濯室等
テニスコート		コート : 砂入人工芝コート/9面 スタンド : 1,000人
体育館 (建設中)		延床面積 : 9,490 m ² 内容 : 第1競技場 (バスケットボールコート2面など) 第2競技場 (バスケットボールコート1面など) 第3競技場 (格技場機能、軽運動機能)
駐車場		公園内に計4箇所 (計672台収容 (第2駐車場82台を含む))、他に臨時駐車場あり ※体育館 (第5駐車場) に100台程度整備する予定
緑陰広場		内容 : 陸上競技場裏山の既存の緑地を生かした遊歩道。四阿、ベンチ、照明灯等を配置した散策を楽しめる小径。(四阿、ベンチ、遊歩道)
東小公園		内容 : 緑陰広場の東南部の一角にある小規模の広場。周囲にはソメイヨシノがあり落ち着いた花見に最適な場所。
瑞穂橋		内容 : 山崎川に架かる橋。陸上競技場エリアと野球場等のエリアをつなぐ。
東児童園		内容 : 敷地の高低差を利用して斜面の岩登りや冒険砦などを設置し、子供たちが身体を使って活発に遊ぶことの出来る広場。(スーパースロープ、冒険小屋、砦とブリッジ、岩登り、ブランコ、すべり台、砂場、ベンチ、水飲場、ジャンボテーブル、屋外トイレ、時の鐘)

施設の名称	概要
南児童園	内容：幼児から児童まで利用可能な遊具を設置した児童公園。 (大地(地球)とトンネル、ロングロング飛び石、巨大ジャングルジム、埋もれる玉、ロングすべり台、砂場、ブランコ、ベンチ、水飲場、屋外トイレ)
北児童園	内容：当初より整備されていた施設内容を充実させ、再整備を行った児童公園。
やすらぎ広場	内容：年齢や障害の有無等に関わらず誰もが楽しめる広場。ゲートボール場、花壇、ベンチ、香木園を設置し、花と緑に親しめる広場。(ゲートボール場1面、香木園、花壇、ベンチ、時計塔、屋外トイレ)
水の広場	内容：野球場前の広場として、噴水の特色を持たせた広場。噴水(環状列柱に囲まれた)、ベンチ。
松並木散策路	内容：既存の松林を極力保存して整備した散策路。
山崎川親水広場、 山崎川散策路	内容：山崎川は、「ふるさとの川整備(可和名橋～出合橋間)」の事業が行われ、山崎川散策路(可和名橋～石川橋間)の整備と合わせ、可和名橋から左右田橋の間は瑞穂公園と一体となった親水広場の整備が行われている。この山崎川親水広場は、せせらぎや噴水、滝などの水景施設や階段護岸、芝生広場などを配し、瑞穂公園や市内でも有数の桜の名所である桜並木の景観との調和を図りつつ、親水性を生かした施設として整備されている。

7 事業範囲

事業者が、PFI法に基づき、下表に示すとおり、陸上競技場等を含む施設の整備を行い、対象施設の維持管理運営を遂行することを事業の範囲とする。また、具体的な業務内容については、本入札説明書の他、要求水準書及び事業契約書(案)等を参照のこと。

[事業範囲及び主な対象施設]

本事業における施設区分				整備業務	維持管理 運営業務	備考
事業区域内	本施設	建築整備施設	陸上競技場	○	○	
			第2駐車場	○	○	
			大曲輪貝塚	○	○	
			南連絡橋	○	○	
			市道萩山町第16号線※	○	○	
			市道師長田辺下山町中線※	○	○	廃道予定部分のみ
		宿泊研修棟	○	○		
		屋外トイレ	○	○		
		北連絡橋	○	○		
		休憩施設	○	○		
		第1駐車場	○	○		
		第3駐車場	○	○		
		第4駐車場	○	○		
		第5駐車場（建設中）	○	○		
		臨時駐車場	○	○		
		公園整備施設	緑陰広場	○	○	
			東小公園	○	○	
			瑞穂橋	○	○	
			東児童園	○	○	
			南児童園	○	○	
	北児童園		○	○		
	やすらぎ広場		○	○		
	水の広場		○	○		
	松並木散策路		○	○		
	施設用地		○	○		
	市道萩山町第14号線※		○	○		
	市道山崎川右岸線第2号※	○	○			
	山崎川散策路	○	○	事業区域内のみ		
	北陸上競技場		○			
	レクリエーション広場		○			
	ラグビー場		○			
	ラグビー練習場		○			
	野球場		○			
	相撲場		○			
	テニスコート		○			
	体育館（建設中）		○			
	ゲートボール場		○			
	多目的広場		○			
	こども広場		○			
	山ももの丘		○			
	山崎川親水広場		○			
水防倉庫		○				
民間収益施設						
師長町西線						
師長田辺下山町南線支線第1号						
区域外	瑞穂文化小劇場・図書館					
	豊岡コミュニティセンター					
	瑞穂区休日急病診療所					

※ 道路廃止に関する議会の議決が得られた場合、対象施設とする。

ア 整備業務

本事業の整備業務は、下記のとおり。

(ア) 設計業務

前ページの表〔事業範囲及び主な対象施設〕において、整備業務の対象とする建築整備施設及び公園整備施設（以下「新施設等」という。）の設計として、以下の業務を行う。

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 各種申請等業務
- d セルフモニタリング業務
- e その他設計業務において必要な業務

(イ) 工事監理業務

新施設等の工事監理として、以下の業務を行う。

- a 工事監理業務
- b 各種申請等業務
- c セルフモニタリング業務
- d その他工事監理業務において必要な業務

(ウ) 解体・撤去業務

現陸上競技場等の解体及び撤去として、以下の業務を行う。

- a 解体・撤去にかかる事前調査業務
- b 解体・撤去にかかる設計業務
- c 解体・撤去工事業務
- d 各種申請等業務
- e セルフモニタリング業務
- f その他解体・撤去業務において必要な業務

(エ) 建設業務

新施設等の建設として、以下の業務を行う。

- a 寄付品移設業務
- b 建設工事業務
- c 備品等の調達及び設置業務
- d 開業準備業務
- e 完成式典支援業務
- f 施設の引渡し業務
- g 各種申請等業務
- h セルフモニタリング業務

- i 陸上競技場公認等取得業務
- j その他建設業務において必要な業務

イ 維持管理運営業務

本事業の維持管理運営業務は、下記のとおり。

(ア) 指定管理者が行う業務

- a 一般の利用及び事業の実施に関すること
 - ・基本の供用時間内の施設の供用に関すること
 - ・助言及び指導業務
 - ・相談業務
 - ・情報の提供
 - ・講座、教室等の実施（市の施策として実施するもの）
 - ・スポーツ関係団体との連携、協力
 - ・国際的・全国的な大会等の誘致、開催
- b 瑞穂運動場の使用の許可に関すること
 - ・使用の許可
 - ・利用調整
- c 瑞穂運動場の利用料金に関すること
 - ・利用料金の徴収及び管理
 - ・利用料金の減免に関すること
 - ・利用料金の還付に関すること
- d 瑞穂運動場の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること
 - ・建築保全業務
 - ・維持管理業務
 - ・備品及び消耗品の管理
 - ・公認競技場の管理に関すること
- e 公園の維持管理に関すること
 - ・公園基本管理
 - ・公園植物管理
 - ・公園施設管理
- f 都市公園内許可事務の補助に関すること
 - ・都市公園法（昭和31年法律第79号）及び名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号、以下「都市公園条例」という。）に基づく許可（設置許可、管理許可、占用許可、行為許可）に関する事務の補助
- g 緊急時対応に関すること

- ・災害発生時対応に関すること（広域避難場所の運営を含む。）
- ・事故等緊急時対応に関すること
- h 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること
- i 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
 - ・管理資料の作成
 - ・事業計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出
- j 指定管理者の引継ぎに関すること
 - ・現指定管理者からの業務の引継ぎ
 - ・次期指定管理者への業務の引継ぎ
- k ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメリット対応業務
- l パークマネジメント活動業務
- m その他市が定める業務
 - ・従事員の資質の維持・向上
 - ・市が実施する事業等への協力
 - ・マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知への協力
 - ・アジア競技大会等への協力・支援
 - ・各種会議への参加
 - ・情報公開
 - ・拾得物の取扱い
 - ・PCBの管理
 - ・その他市が求める事項

(イ) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

- a 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、本施設の利用者増を図ることを目的として、「(ア)指定管理者が行う業務」以外で実施することができる業務
 - ・基本の供用時間外の施設の供用に関すること
 - ・教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
 - ・物販事業
 - ・広告誘致業務
 - ・その他指定管理者の提案により実施する事業
- b 民間収益施設を設置して実施することができる業務

ウ 統括管理業務

- a 統括マネジメント業務
- b 総務・経理業務
- c 事業評価業務
- d その他統括管理業務において必要な業務

8 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに整備業務にかかる設計・建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて、事業者が維持管理運営業務を行う方式（BTO（Build Transfer Operate））により実施することを想定している。

本事業の維持管理運営業務について市は、事業者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する予定である。指定管理者として指定するにあたっては、事業契約とは別に、市の規定に基づき管理施設の管理運営に係る協定を締結することを想定している。

なお、設計及び建設期間中において、市は事業者に対し、本事業の実施に必要な範囲について、都市公園法第6条第1項の許可（占有許可）を与え（民間収益施設用地、道路及び河川を除く）、その使用料は減免とする。

また、自主事業の実施にあたり、事業者が独立採算により設置する民間収益施設については、市は都市公園法第5条第1項の許可（設置許可）を与える予定である。

9 事業期間

本事業の事業期間は、令和3年7月から令和23年3月までの19年9か月とする。

10 事業スケジュール

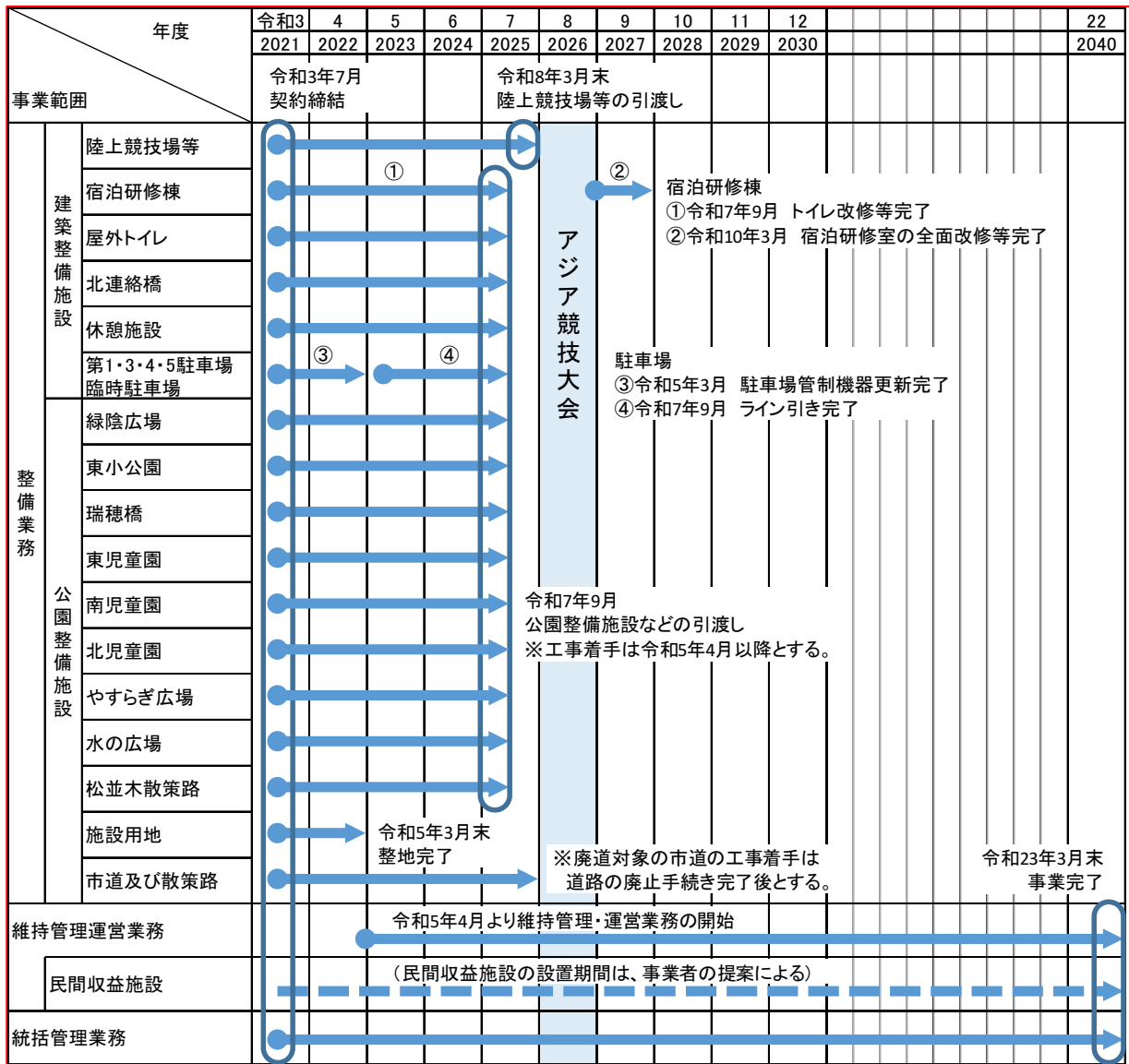
契約締結		令和3年7月
陸上競技場等	設計期間・建設期間 (工事監理期間・解体・撤去期間・公認等取得及び開場準備期間を含む)	令和3年7月～令和8年3月
	引渡し※1	令和8年3月末
	供用開始	令和8年4月
	維持管理運営期間	令和8年4月～令和23年3月
その他の建築 整備施設	設計期間・建設期間	令和3年7月～令和7年9月 (工事着手は令和5年4月以降)
	維持管理運営期間	令和5年4月～令和23年3月
	引渡し	各施設の整備完了時に市と協議
	宿泊研修室の全面改修等の 建設期間	アジア競技大会後～令和10年3月
	駐車場管制機器の更新期限	令和5年3月末
公園整備施設	設計期間・建設期間	令和3年7月～令和7年9月 (工事着手は令和5年4月以降)
	施設用地の整地完了期限	令和5年3月末
	維持管理運営期間	令和5年4月～令和23年3月

民間収益施設	設置期間※2	事業者の提案による
--------	--------	-----------

※1 陸上競技場等について、事業者が上記設計期間・建設期間よりも早く施設整備を終えることを可能とした場合には、当該期間を短縮し、施設引渡し日を早める。なお、この場合でも、サービス購入料の支払時期・回数は変更せず、維持管理運営期間は令和23年3月までとする。提案方法の詳細については、「資料2 サービス購入料の考え方」及び様式集を参照のこと。

※2 民間収益施設の設置期間について、事業者の提案によるものとする。ただし、少なくとも、令和8年4月1日～令和23年3月末まで供用すること。なお、事業契約終了後の民間収益施設の設置については、設置許可後20年以内かつ令和28年3月を限りとして許可の更新を認める場合がある。

[本事業のスケジュール]



1 1 アジア競技大会中の維持管理運営業務の取扱い

アジア競技大会の開催により本施設の維持管理運営に影響が出ると考えられるが、提案にあたっては、当該影響は考慮せず、通常時と同様の維持管理運営を行うものとして計画し、提案すること。アジア競技大会の開催による影響は、別途、市と協議を行うものとする。

1 2 事業者の収入に関する事項

ア 市が支払うサービス購入料

市は、事業者が行う整備業務、維持管理運営業務及び統括管理業務に関する対価を、事業者の提案金額をもとに決定した金額をサービス購入料として事業者を支払うものとする。

(ア) 整備業務にかかる対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、建築整備施設及び公園整備施設の整備業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約書に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、整備業務にかかる対価のうち、「資料 2 サービス購入料の考え方」に定める一定額を設計・建設期間中に支払い、その残額を維持管理運営期間中において毎年度均等に支払うものとする。

(イ) 維持管理運営業務にかかる対価

市は、事業契約に基づき、事業者が実施する維持管理運営業務にかかる対価を事業者を支払うものとする。市は、事業者を瑞穂公園の指定管理者に指定する予定である。

(ウ) 統括管理業務にかかる対価

市は、事業契約に基づき、事業者が実施する統括管理業務にかかる対価を事業者を支払うものとする。

イ 施設運営収入

事業者は、名古屋市瑞穂公園条例（昭和 59 年名古屋市条例第 24 号、以下「瑞穂公園条例」という。）及び名古屋市瑞穂公園条例施行細則（令和 2 年名古屋市規則第 75 号）において定める利用料金の基準額に 0.7 から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、市長の承認を得て定める本施設の利用料金収入を得ることができる。

(ア) 利用料金収入

- ・基本の供用時間における施設及び附属設備の利用料金
- ・都市公園条例第 4 条第 1 項若しくは第 3 項の許可に係る使用料
- ・都市公園法第 6 条第 1 項の許可に係る使用料のうち、瑞穂公園条例第 9 条

の2に係る広告に関するもの

(イ) 市の施策として実施する教室事業収入

ウ 自主事業収入

上記「指定管理者が自主事業として実施することができる業務」を実施することにより収入を得ることができる。

- ・ 利用料金収入（基本の供用時間外）
- ・ 教室等事業収入（市の施策として実施するものを除く。）
- ・ 物販事業収入
- ・ 広告収入
- ・ 民間収益施設による収入
- ・ その他指定管理者の提案により実施する事業収入

※ 自主事業収入による指定管理料の縮減

自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること。なお、充当額は指定管理者の提案によることとする。

1.3 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）のほか、都市公園法、建築基準法（昭和25年法律第201号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3 応募に関する事項等

1 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の参加要件等

応募者は、入札説明書に定める構成員及び協力会社で構成されるもの（以下「構成企業」という。）とする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。

構成企業は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

なお、構成企業は、他の構成企業として入札に参加することはできないものとする。

応募グループで申し込む場合には、参加表明書提出時に、代表企業（名古屋市契約規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者とする。）の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行わなければならない。

応募に当たっては、応募企業は協力会社の名称及び携わる業務を、また応募グループは当該応募グループの構成員及び協力会社の名称及び携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

ア PFI法第9条の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

エ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）であること。

コ 中小企業等共同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告にかかる入札に参加しようとしなない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

サ 公告日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がないものであること。

シ 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- (ア) 審議会の委員、又は当該委員が属する企業
- (イ) パシフィックコンサルタンツ株式会社
- (ウ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(2) 構成企業の参加要件

構成企業のうち新施設等の設計、工事監理及び建設、現陸上競技場等の解体及び撤去並びに瑞穂公園の維持管理及び運営の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができることとする。

ただし、新施設等の工事監理業務と建設、解体及び撤去業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面若しくは人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ工事監理業務と建設、解体及び撤去業務を担当することはできない。

ア 新施設等の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。なお、本業務にあたる者が複数の場合は、全ての者（公園の設計のみに携わる者を除く。）が(ア)及び(イ)の要件を満たし、主たる業務を担う 1 者が(ウ)の要件を満たすこと。ただし、公園の設計のみにあたる者は、(エ)の要件のみ満たせばよいものとする。

- (ア) 令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 平成7年4月1日以降、公告日の前日までに、元請として、以下のいずれかの要件を満たす建築物の設計（改修工事を除く。）の実績を有する者であること。なお、共同企業体等としての実績は、代表構成員等としての実績に限る。
- a 観客席数が15,000席以上かつ延床面積20,000平方メートル以上の屋外体育施設（陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場等）
- b 観客席数の合計が1,000席以上（観客を収容する室が複数ある場合は、その合計）のホール等（各種屋内アリーナ、劇場、映画館を含む）を有する延床面積が10,000平方メートル以上の施設
- (エ) 令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請品目「建設コンサルタント（造園）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であり、かつ、平成17年4月1日以降、公告日の前日までに、元請として、次のいずれかの要件を満たす公園（以下「総合公園等」という。）の設計の実績を有する者であること。なお、共同企業体等としての実績は、代表構成員等としての実績に限る。
- a 都市計画法施行規則（昭和44年建設省第49号）第7条第5項に基づき定める総合公園、運動公園又は広域公園
- b 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条及び都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について（昭和51年建設省都市局長通達）に基づき設置する都市基幹公園又は大規模公園
- イ 新施設等の工事監理にあたる者（建築基準法第5条の6第4項の規定に基づき配置するものとする。）は次の要件を満たすこと。なお、本業務にあたる者が複数の場合は、全ての者（公園の工事監理のみに携わる者を除く。）が(ア)及び(イ)の要件を満たし、主たる業務を担う1者が(ウ)の要件を満たすこと。ただし、公園の工事監理のみにあたる者は、(エ)の要件のみ満たせばよいものとする。
- (ア) (2) ア(ア) に同じ
- (イ) (2) ア(イ) に同じ
- (ウ) (2) ア(ウ) に同じ
- (エ) (2) ア(エ) に同じ
- ウ 新施設等の建設並びに現陸上競技場等の解体及び撤去にあたる者は次の要件を満たすこと。なお、本業務にあたる者が複数の場合は、最低1者は次の要件を全て満たし、その他の者は(ア)から(ウ)の要件を満たすこと。

- (ア) 令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事A等級」の認定を本公告に係る入札の開札日までに受けている者であること。(ただし、一般共同企業体を除く。)
- (イ) 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)に基づく特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査申請書に添付して提出した経営事項審査結果通知書において建築一式工事の総合評点が1,100点以上であること。
- (エ) 平成7年4月1日以降、公告日の前日までに、元請として、観客席数が15,000席以上かつ延床面積20,000平方メートル以上の屋外体育施設(陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場等)の施工の実績を有する者であること。なお、共同企業体等としての実績は、代表構成員等としての実績に限る。

エ 瑞穂公園の維持管理にあたる者は次の要件を満たすこと。なお、本業務にあたる者が複数の場合は、最低1者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」または「保守・点検・修理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 平成22年4月1日以降、公告日の前日までに、1年以上の建築物(陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、プールまたは体育館等のスポーツ施設)の維持管理の実績を有する者であること。

オ 瑞穂公園の運営にあたる者は次の要件を満たすこと。なお、本業務にあたる者が複数の場合は、最低1者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 平成22年4月1日以降、公告日の前日までに、1年以上の建築物(陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、プールまたは体育館等のスポーツ施設)の運営の実績を有する者であること。

なお、ア(ア)、ア(エ)、イ(ア)、イ(エ)、ウ(ア)、エ(ア)及びオ(ア)に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、当該競争入札参加資格審査の申請を行い、確実に本公告に係る入札の開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

(3) 応募者の構成員等の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者における構成企業が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
協力会社	参加資格要件を欠いた場合で、市が協力会社の変更を認めた場合、応募者を失格としない

イ 応募者における構成企業の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力会社	市が変更を認めた場合は可

ウ ア及びイにおけるやむを得ない事由とは、以下のとおりである。

- (ア) 事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- (イ) 解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- (ウ) 参加表明を行っていた事業を廃止するとき

2 応募に係る留意事項等

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

(2) 費用負担

本事業の応募にかかる費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 提案書類の取り扱い

ア 提案書類の取り扱い

応募者より提出を受けた提案書類は、返却しないものとする。

イ 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業の公表時その他市が必要と認める場合には、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

入札参加者が提出した事業提案書類は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となり、行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条

例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例等に基づき、市において決定するので、市が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。

また、入札参加者が提出した事業提案書類は、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとする。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負担する。

エ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

オ 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、追加的に書類の提出を要求することがある。

カ その他

入札参加者より提出を受けた提案書類は、返却しないものとする。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が本事業に関して提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(5) 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

(6) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

3 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

予定価格 金 50,035,454,546 円

予定価格は、事業期間中に市が事業者を支払うサービス購入料を単純合計した金額(消費税及び地方消費税を含む。)に110分の100を乗じて得た金額である。

4 入札価格等に係る消費税等の取扱い

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

第4 事業者の選定及び選定の手順

1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、調達手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定にあたっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日 程	内 容
令和2年7月22日	入札公告、入札説明書等の公表
令和2年7月22日～8月7日	入札説明書等に関する質問受付
令和2年7月31日	現地見学会
令和2年8月28日	入札説明書等に関する質問回答の公表
令和2年9月3日～9月7日	参加表明の受付（資格審査書類の受付）
令和2年9月14日	資格審査結果の通知
令和2年10月9日～23日	入札説明書等に関する質問受付（2回目）
令和2年10月14日～16日	官民対話の実施
令和2年11月20日	入札説明書等に関する質問回答の公表（2回目）
令和3年1月6日	入札書及び事業提案書の受付、開札
令和3年3月上旬	落札者の決定
令和3年3月下旬	基本協定の締結
令和3年4月	仮契約の締結
令和3年7月	事業契約の締結

3 応募手続き等

(1) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を名古屋市電子調達システム内の調達情報サービス及び市公式ウェブサイトにおいて公表・交付する。なお、入札説明書等に関する説明会は開催しない。

(2) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表

令和2年7月22日（水）から8月7日（金）午後5時までの間、名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室において、入札説明書等に関する質問を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【瑞穂公園陸上競技場整備等事業】入札説明書等に関する質問書」と記入すること。なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問の書式については、様式1-1を参照すること。その質問に対する回答は、民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き令和2年8月28日に市公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

ア メールアドレス a3263@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

イ 市公式ウェブサイト

<http://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000123351.html>

(3) 現地見学会

希望者を対象に、次のとおり、現地見学会を開催する。参加希望者は、参加申込書（様式1-3）を令和2年7月29日（水）午後5時まで（名古屋市役所の閉庁日を除く）に名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室へ提出すること（提出方法の詳細は様式1-3を参照すること。）。なお、現地見学会への参加は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、1社あたり1名までとし、かつ原則として愛知県・岐阜県・三重県内の本支店等に所属する者とする。

[現地見学会]

開催日時 令和2年7月31日（金）（時間については参加者に対して個別に連絡する。）

※ 暴風雨警報が発令されるなど、令和2年7月31日に実施が困難な場合は、令和2年8月3日（月）に開催日を変更する。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、急きょ実施を中止する場合がある。

開催場所 瑞穂公園（資料1参照）

[資料の配布]

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、参加者を制限することに対する代替措置として、現地見学会で公開する施設の写真及び説明（現地見学会と全く同じ内容）を(4)の資料に含めて配布する。

(4) 提供資料の配布

希望者を対象に、以下のとおり、提供資料の配布を行う。希望者は、配布希望日の前日午後5時まで（名古屋市役所の閉庁日を除く）に、資料配布申込書（様式1-4）を名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室へ提出すること。（提出方法の詳細は様式1-4を参照すること。）

なお、現地見学会の際に提供資料の配布を希望する者は、その旨を記載すること。

ア 配布期間 令和2年7月27日（月）から8月7日（金）

イ 場 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室（名古屋市役所）

西庁舎 12 階)

電話番号 052-972-3263

ウ 注意事項 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、名古屋市役所での提供資料の受け取りは、原則として愛知県・岐阜県・三重県内の本支店等に所属する者とする。郵送を希望する場合は、資料配布申込書にその旨を記載すること。

(5) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）

本事業への応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類（第 8 の 2 (1) に定義する。以下同じ。）を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

参加表明書及び資格審査書類の提出書類は、「第 8 の 2 (1) 資格審査時の提出書類」を参考とし、別添書類の「様式集」の提案書作成要領に従って提出すること。

ア 提出期間 令和 2 年 9 月 3 日（木）から 9 月 7 日（月）（参加資格確認基準日）までの毎日（名古屋市役所の閉庁日を除く）、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。

イ 提出場所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室（名古屋市役所西庁舎 12 階）
電話番号 052-972-3263

ウ その他 参加表明書及び資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。持参による場合は、提出する前に名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室に電話で持参の連絡を行うこととする。郵送による場合は、書留郵便とし、名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室に令和 2 年 9 月 7 日（月）午後 5 時までに必着とする。

(6) 資格審査結果の通知

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を令和 2 年 9 月 14 日（月）までに応募者に通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(7) 官民対話の実施

資格審査通過者を対象に、市は、対話を行う。この目的は、①資格審査通過者に対し市の意向（本事業の特性・コンセプト等）の理解を促進するため、②リスク分担等を中心に相互の役割分担について齟齬を生じさせないため、③要求水準の未達を防止するため、④それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めるため、などである。

その結果内容（質疑応答等）については、当該資格審査通過者の特殊な技術・ノウハウ等に係り、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

入札説明書等に関する官民対話参加申込の受付、入札説明書等に関する官民対話を以下のとおり行う。

ア 官民対話開催日時

開催日時 令和2年10月14日（水）から10月16日（金）

イ 官民対話参加申込方法

指定する期間内に、名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室において、入札説明書等に関する官民対話への参加申込を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【瑞穂公園陸上競技場整備等事業】官民対話参加申込」と記入すること。

ウ 官民対話の実施

市は、資格審査通過者全てに対して、官民対話に係る実施要領（以下「対話実施要領」という。）を通知するとともに、官民対話の実施に先立ち、入札説明書等に関する質問を事前に電子メールにて受け付ける。官民対話を希望する資格審査通過者は、対話実施要領に従い、入札説明書等に関する質問を含めた必要な提出書類を電子メールにて送付すること。

その他、具体的な官民対話の実施方法・内容については、対話実施要領に示す。

(8) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表（2回目）

令和2年10月9日（金）から10月23日（金）午後5時までの間、名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室において、入札説明書等に関する質問を電子メールにて受け付ける。質問方法は、(2)のとおりとする。市は、入札説明書等に関する質問及び官民対話の結果について、対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き令和2年11月20日（金）に市公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

(9) 入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、事業提案書の提出日（下記(10)において定める。）までに、入札辞退届（様式3-1）を名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室に提出すること。

(10) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、入札参加書類（第8の4において定義する。以下同じ。）を市へ提出するものとする。なお、提出は応募者の代表企業が持参するか又は郵送によることとし、電子メールによるものは受け付けない。なお、持参の場合は、事前に名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室へ連絡すること。入札参加書類の提出に関する詳細については、「第8の4 入札時の提出書類」を参照のこと。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則第5条各号のいずれかに該当する場合は免除

する。

ア 持参による場合の提出日及び提出場所

- (ア) 提出日 令和3年1月6日(水) 午前9時～午前11時
- (イ) 提出場所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
市長部局入札室(名古屋市役所西庁舎12階)

イ 郵送による場合の到達期限及び提出場所

- (ア) 提出日 令和3年1月5日(火) 午後5時まで
- (イ) 提出場所 上記(5)イに同じ
- (ウ) 提出方法 二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること

(11) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時：令和3年1月6日(水) 午前11時20分

イ 開札場所：上記(10)ア(イ)に同じ

ウ 立会い：入札は応募者の代表企業の立会いのもと行う。ただし、応募者の代表企業が立会わない場合は当該入札事務に関係のない市職員を立会わせて行う。

なお、入札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の最優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

(12) 入札の取りやめ等

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

第5 落札者の決定等

1 審査に関する基本的な考え方

審議会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審査の詳細は、落札者決定基準を参照のこと。

また、市は、審議会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、市又は審議会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

2 審議会の設置

市が設置した審議会は、次の6名の委員により構成される。（敬称略、50音順）

会 長	伊藤 孝紀	（名古屋工業大学大学院工学研究科 准教授）
委 員	小林 和正	（テミス綜合法律事務所 弁護士）
委 員	中村 晋一郎	（名古屋大学大学院工学研究科 准教授）
委 員	中山 徳良	（名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授）
委 員	二村 友佳子	（公認会計士、税理士）
委 員	來田 享子	（中京大学大学院体育学研究科 教授）

なお、応募者の構成員等が、本実施方針の公表後から落札者決定前までに、審議会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする。

3 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的考え方、事業計画、施設整備計画、維持管理計画等の事業提案を審議会が総合的に評価する。各審査の主な視点は以下のとおりである。

(1) 資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件等についての確認審査を行う。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

なお、提案様式等の詳細については、様式集を参照のこと。

(2) 提案審査

ア 基礎審査

市において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。

はじめに市は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を

行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

続いて、市は、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることについて確認する。その結果、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とする。

なお、基礎審査項目の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

イ 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、審議会での評価検討に基づき、最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定する。

なお、審査事項は以下の事項となり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

- ・ 事業実施に関する事項
- ・ 本施設の施設整備に関する事項
- ・ 既存競技場の解体・撤去に関する事項
- ・ 工程に関する事項
- ・ 維持管理運營業務に関する事項
- ・ 自主事業に関する事項
- ・ 提案全般に関する事項 等

4 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために市又は審議会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施する。

ア 実施時期 令和3年2月中旬～令和3年2月下旬（予定）

イ 実施内容 実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、応募者の代表企業に連絡するものとする。

5 落札者の決定・公表

市は、審議会の報告をもとに落札者を決定する。市は、審議会が決定した最優秀提案結果とあわせて、落札者の決定結果を入札参加者に通知するとともに公表する。また、PFI法第11条に規定する客観的評価については、審議会による審査結果とあわせて市公式ウェブサイトにて公表する。

なお、落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

ア 落札者における構成企業が、市との契約（本件契約以外のものを含む）に関して不正 2 事由のいずれかに該当した場合の措置は以下のとおりである。

代表企業	不正 2 事由のいずれかに該当した場合に限り、事業契約を締結しない
代表企業を除く構成員	
協力会社	不正 2 事由のいずれかに該当した場合で、市が協力会社の変更を認めた場合は、事業契約を締結する

イ アにおける不正 2 事由とは、以下のとおりである。

- (ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号) 第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (イ) 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ウ 落札者における構成企業の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力会社	市が変更を認めた場合は可

エ ウにおけるやむを得ない事由とは、以下のとおりである。

- ・ 事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・ 解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・ 参加表明を行っていた事業を廃止するとき

6 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

7 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市公式ウェブサイト等で公表する。

第6 契約に関する基本的な考え方

1 基本協定の締結

市と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各社の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を特別目的会社の設立までに締結する。

なお、落札者が基本協定を締結しない場合、又は第5の5により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

2 特別目的会社の設立等

ア 落札者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業は最大出資者（議決権保有割合が最大）になるものとする。なお、特別目的会社は、名古屋市内に設立するものとする。

イ 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

ウ 特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。

エ 特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、設計・建設期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認めるものとする。

3 事業契約の締結

市は、落札者と事業契約書（案）に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定め令和3年4月（予定）に仮契約、令和3年7月（予定）に事業契約を締結するものとする。ただし、入札前に明示的に確定することができない事項については、必要に応じて市と落札者との間で協議を行い、内容を定めるものとする。事業契約は、本事業を包括的かつ詳細に規定する令和23年3月末日までの契約とする。

なお、事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする。

また、特別目的会社が事業契約を締結しない場合、又は第5の5により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方

自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

4 議会の議決

事業契約を締結するためには、P F I 法第 12 条の規定に基づき、議会の議決を要する。議案は、令和 3 年 6 月定例市会に上程する予定である。

5 契約保証金の納付等

事業者は、事業契約の締結にあたっては、整備業務にかかる費用の合計金額の 100 分の 10 に相当する金額の契約保証金を、納付するものとする。

ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りではない。

なお、維持管理運営業務の期間中においては、事業者の契約保証は必要ないものとする。

第7 事業実施に関する事項

1 サービス購入料の支払い

市は、契約に基づき事業者が行う整備業務に関する費用として「サービス購入料A（一時支払）」及び「サービス購入料B（割賦支払）」、維持管理運営業務に関する費用として「サービス購入料C」及び「サービス購入料D」、統括管理業務に関する費用として「サービス購入料E」を支払う。

詳細は、「資料2 サービス購入料の考え方」を参照のこと。

2 資金調達

本業務において、各構成員及び協力会社への最適ナリスク分担が行われ、かつ長期的に事業の安定遂行が図れるように、事業者は、必要となる資金を調達する方法として、プロジェクトファイナンスによる手法を採用すること。

プロジェクトファイナンスとは、構成員となる企業が有する信用力や資産を担保とするのではなく、特別目的会社が実施する本事業の資金繰りと収益を返済原資とし、本事業の資産を担保として行う融資形態をいう。これにより、市は金融機関のプロジェクト管理ノウハウが機能することを期待している。

3 保険

事業者等は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。

(1) 建設期間中の保険

ア 建設業務にあたる者

事業者は、建設業務にあたる者を対象として、建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）、法定外労働災害保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）及び請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

イ 解体・撤去業務にあたる者

事業者は、解体・撤去業務にあたる者を対象として、法定外労働災害保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）及び請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

(2) 維持管理運営期間中の保険

事業者は、維持管理運営開始から事業契約終了時までの全期間において、第三者賠償責任保険に加入すること。

4 市と事業者の責任分担に関する考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

このリスク分担の考え方、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」・「契約に関するガイドライン」（内閣府民間資金等活用事業推進室）などを踏まえ、予想されるリスク及び市と事業者の責任分担については、事業契約書（案）によるものとする。

なお、事業契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

5 事業契約上の債権の取り扱い

(1) 債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が事業契約に基づいて市に対して取得する債権は不可分一体のものとし、個別に譲渡し又は承継させることはできない。事業者は、事前に市の承諾がなければ当該債権を譲渡し又は承継させることができない。

(2) 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、事業契約に基づいて市に対して取得する債権に対し、質権その他の担保を設定する場合には、事前に市の承諾がなければ行うことができない。

6 事業用地に関する事項

本事業の実施にあたり、原則として事業契約締結後（令和3年7月予定）から陸上競技場等の引渡し（令和8年3月末日予定）までの間、市は事業者に対し、本事業の実施に必要な範囲について、都市公園法第6条第1項の許可（占用許可）を与え（民間収益施設用地、道路及び河川を除く）、その使用料は減免とする。また、自主事業の実施にあたり、事業者が独立採算により設置する民間収益施設については、市は都市公園法第5条第1項の許可（設置許可）を与える予定である。なお、これらの土地については、市と事業者の協議により、事業者が本事業を遂行する上で支障のない範囲において、市の事由による利用を認めるものとする。

7 誠実な業務遂行義務

事業者は、要求水準書、事業提案書、基本協定書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

8 業務の委託等

事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に文書により市の承諾を得なければならない。

9 資格者の配置

事業者は、要求水準書に示す要件を満たす資格取得者を本施設に配置すること。

10 市によるモニタリング

(1) モニタリングの目的

市は、事業契約に定める要求水準の達成状況や事業者が提供するサービス内容や財務状況を把握する為に、事業者によるセルフモニタリングの他に、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、入札説明書等において提示し、事業契約書に規定するものとするが、詳細な実施方法については、事業契約締結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

(2) モニタリングの実施時期及び概要

ア 設計時

市は、事業者によって行われた設計が、事業提案書及び要求水準に適合するものであるか否かについて、設計中及び設計完了時に市に対して提出される設計図書の確認を行う。

イ 工事施工時

市は、アのモニタリング実施後、工事施工前までに事業契約書で定めた工事の実施に必要な要件を充足しているか否かについて確認を行う。

更に、市は、事業者が設置する工事監理者から定期的に報告を受け、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うとともに、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するため、設計・建設期間中、必要な事項にかかる中間確認を実施する。

ウ 工事完成時

事業者は、施工記録及び完成検査結果を用意し、現場で市の確認を受ける。この際、市は、施設の状態が事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書の定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、市は事業者に補修又は改造を求めることができる。また、事業者は、維持管理計画及び維持管理マニュアル等を作成し市の確認を受ける。

エ 解体設計時

市は、事業者によって行われた解体設計が、事業提案書及び要求水準に適合する

ものであるか否かについて、解体設計中及び解体設計完了時に市に対して提出される解体設計図書の確認を行う。

オ 解体・撤去工事施工時

市は、エのモニタリング実施後、解体・撤去工事施工前までに事業契約書で定めた工事の実施に必要となる要件を充足しているか否かについて確認を行う。

カ 解体・撤去工事完了時

事業者は、施工記録及び完工検査結果を用意し、現場で市の確認を受ける。この際、市は、敷地の状態が事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、解体・撤去業務の内容が事業契約書の定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、市は事業者に修補等を求めることができる。

キ 施設供用開始後（維持管理運営期間）

市は、維持管理運営開始後において、維持管理運営計画等のおり維持管理運営業務が遂行されているか、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

ク 財務状況（事業期間）

市は、事業期間中において毎年度、事業者より公認会計士等による監査を経た財務の状況について報告書の提出を求め、財務状況に関する確認を行う。

なお、財務状況については、事業者に資金を融資する金融機関（融資団）から、財務状況モニタリングに関して事業期間を通じて継続的に協力を得ることを予定している。事業者は、その点につき金融機関から協力が得られるよう十分配慮すること。

(3) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。事業者は市が実施するモニタリングの受入れに関する人的経費等については自らの負担により市に協力するものとする。モニタリングに係る費用の詳細については事業契約書（案）において示す。

(4) モニタリング結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業契約書に定める要求水準を満たしていないと判断した場合、市は事業契約書に定める規定に従い、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

しかし、市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は、事業者に対しサービス購入料の減額及びその他の措置を講ずるものとする他、事業契約を解除することもありうる。

改善勧告やサービス購入料の減額等のモニタリングに係る詳細な手続き等については事業契約書（案）において示す。

1 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等を想定していない。

ただし、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

1 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 建設段階における整備費の一部支払

市は、建設費の一部について、市債等により調達し、設計・建設期間に事業者を支払う予定である。

(2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

1 3 その他事業実施に際して必要な事項

(1) 金融機関と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する場合がある。

(2) 係争事由にかかる基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

(3) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

1 4 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、事業契約を解除することができる。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

第8 提出書類

1 入札参加資格審査前の入札手続きに関する提出書類

(1) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類

入札説明書等に関して、質問がある場合には、電子メールにて提出すること。

- ・入札説明書等に関する質問書（1回目） (様式 1-1)
- ・入札説明書等に関する質問書（2回目） (様式 1-2)

(2) 現地見学参加に係る提出書類

現地見学会に参加される場合には、以下の書類を提出すること。

- ・現地見学会参加申込書 (様式 1-3)

(3) 資料の配布に係る提出書類

資料の配布を希望する場合には、以下の書類を提出すること。

- ・資料配布申込書 (様式 1-4)

2 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類

(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格証明書等は、3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・表紙 (様式 2-1)
- ・入札参加表明書 (様式 2-2)
- ・委任状 ※代表企業への委任 (様式 2-3)
- ・入札参加資格確認申請書兼誓約書 (様式 2-4)
- ・入札参加者構成表 (様式 2-5)
- ・添付資料提出確認書 (様式 2-6)
- ・暴力団対策に係る誓約書 (様式 2-7)

【様式 2-6 における添付資料】

構成員及び協力会社は、資格証明書及び以下の各書類（以下「資格審査書類」と総称する。）のうちそれぞれが提出対象者であるものを市に提出すること。

書類名		提出対象者	様式
A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計業務にあたる者 工事監理業務にあたる者	任意
B	第3の1(2)ア(ウ)・(エ)及びイ(ウ)・(エ)に定める設計の実績を証する書類（契約書の写し等）	設計業務にあたる者 工事監理業務にあたる者	任意
C	特定建設業の許可を証する書類	解体・撤去及び建設業務にあたる者	任意
D	第3の1(2)ウ(エ)に定める施工の実績を証する書類（1件）（契約書の写し等）	解体・撤去及び建設業務にあたる者	任意
E	第3の1(2)エ(イ)に定める維持管理実績を証する書類（1件）（契約書の写し等）	維持管理業務にあたる者	任意
F	第3の1(2)オ(イ)に定める運営実績を証する書類（契約書の写し等）	運営業務にあたる者	任意
G	経営状況を確認できる書類 （直近3年間の損益計算書、貸借対照表）	構成員全て、参加要件：第3の1(2)アからオの業務を担う協力会社	任意
H	会社概要	構成員（代表企業含む）及び協力会社全て	任意

注) 実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と入札参加者の名称が異なる場合、その実績が、入札参加者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類（様式任意）も提出すること。

(2) 入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類

入札参加資格審査結果通知の後、必要に応じて以下の書類を3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・参加資格が無いと認めた理由の説明要求書 (様式 2-8)
- ・構成員又は協力会社の変更申請書兼誓約書 (様式 2-9)
- ・守秘義務の遵守に関する誓約書 (様式 2-10)

3 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、事業提案書提出期限までに、以下の書類を1部提出すること。

- 1) 入札辞退届 (様式 3-1)

4 入札時の提出書類

入札時に提出する提案書類（以下「入札参加書類」と総称する。）は、以下のとおりである。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

(1) 入札全般に関する提出書類

入札全般に関する提出書類は、1部提出すること。

- ・表紙 (様式 4-1)
- ・入札提案書類提出届兼誓約書 (様式 4-2)
- ・入札提案書類確認書 (様式 4-3)
- ・入札条件及び要求水準に関する誓約書 (様式 4-4)

(2) 入札価格に関する提出書類

入札書は、入札価格内訳書とあわせて、1部提出すること。

- ・入札書 (様式 5-1)
- ・入札価格内訳書（費目別内訳書） (様式 5-2)

(3) 事業実施に関する提案書

事業実施に関する提案書は、20部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）19部）提出すること。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・表紙 (様式 6-1)
- ・事業実施の基本方針 (様式 6-2)
- ・事業実施体制及び役割分担 (様式 6-3)
- ・事業の安定性及び事業継続性の確保 (様式 6-4-1)
- ・資金調達計画書 (様式 6-4-2)
- ・各種計算書類 (様式 6-4-3)
- ・リスクへの適切な対応 (様式 6-5)
- ・モニタリングの協力・セルフモニタリング (様式 6-6)
- ・周辺環境・地域社会への配慮、地域特性に応じた計画 (様式 6-7)

(4) 本施設の施設整備に関する提案書

本施設の施設整備に関する提案書は、20部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）19部）提出すること。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・表紙 (様式 7-1)

- ・施設整備の基本方針 (様式 7-2)
- ・施設整備の全体計画 (様式 7-3)
- ・施設整備の安全性、防犯性、防災計画 (様式 7-4)
- ・施設整備のユニバーサルデザイン、快適性 (様式 7-5)
- ・施設整備の施工管理、安全対策、既存施設・既存施設利用者への配慮 (様式 7-6)
- ・施設整備の省エネ等、環境性や維持管理性、経済性への配慮 (様式 7-7)
- ・陸上競技場の建築計画 (意匠性) (様式 7-8)
- ・陸上競技場の競技施設機能 (競技者の機能性など) (様式 7-9)
- ・陸上競技場の観覧施設機能 (観客の快適性など) (様式 7-10)
- ・陸上競技場各諸室のゾーニング、詳細計画 (様式 7-11)
- ・陸上競技場の設備・構造・仕上げ・什器整備計画 (様式 7-12)
- ・公園整備施設のゾーニング、詳細計画 (様式 7-13)
- ・遺跡の保存・活用計画 (様式 7-14)
- ・既存競技場の解体・撤去計画 (様式 7-15)
- ・全体工程 (陸上競技場の工程など) 設計施工スケジュール (様式 7-16)

(5) 本施設の維持管理に関する提案書

本施設の維持管理に関する提案書は、20 部（正本（押印したもの）1 部、副本（正本の写し）19 部）提出すること。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・表紙 (様式 8-1)
- ・維持管理業務の基本方針・実施体制 (様式 8-2)
- ・整備施設の維持管理計画 (様式 8-3)
- ・整備施設でのライフサイクルコスト削減の取り組み (様式 8-4)
- ・既存施設の維持管理計画 (様式 8-5)

(6) 本施設の運営に関する提案書

本施設の運営に関する提案書は、20 部（正本（押印したもの）1 部、副本（正本の写し）19 部）提出すること。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・表紙 (様式 9-1)
- ・運営の基本方針・実施体制 (様式 9-2)
- ・整備施設の運営計画 (様式 9-3)
- ・既存施設の運営計画 (様式 9-4)
- ・災害時における運営計画 (様式 9-5)

(7) 自主事業等に関する提案書

自主事業等に関する提案書は、20部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）19部）提出すること。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・表紙 (様式 10-1)
- ・自主事業の提案、提案施設設置など (様式 10-2)
- ・施設用地の将来構想案 (様式 10-3)

(8) 施設計画提案書（図面集）

施設計画提案書（図面集）は、20部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）19部）提出すること。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・表紙 (様式 11-1)
- ・建築概要 (様式 11-2)
- ・一般図 (様式 11-3)
- ・面積表 (様式 11-4)
- ・パース図 (様式 11-5)
- ・構造計画概要 (様式 11-6)
- ・建築設備計画概要 (様式 11-7)
- ・仕上表（外部、内部） (様式 11-8)
- ・建具表 (様式 11-9)
- ・什器・備品リスト (様式 11-10)

(9) 提案概要書

提案概要書は、20部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）19部）提出すること。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・表紙 (様式 12-1)
- ・提案概要書 (様式 12-2)

第9 その他

1 情報の提供

市は、本事業に関する情報提供を、市公式ウェブサイトを通じて適宜行う。

2 事業契約に違反した場合の取り扱い

基本協定若しくは事業契約締結後、これらの協定若しくは契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

3 特定事業の選定の取り消し

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市公式ウェブサイト等で公表する。

4 問合せ先

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話 : 052-972-3263

メールアドレス : a3263@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

市公式ウェブサイト : <http://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000123351.html>

資料 1 事業予定地

(1) 概要

ア 区域面積等

所在地	名古屋市瑞穂区萩山町 3 丁目、4 丁目、師長町、山下通 5 丁目、豊岡通 3 丁目、田辺通 3 丁目、4 丁目
事業区域面積	約 2 4 h a

イ 都市計画等に係る基本条件

地域地区	用途地域：第二種住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%※）、 第一種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%※） ※別途都市公園による建築面積の基準あり 防火指定：準防火地域 高度地区：31m 高度地区、20m 高度地区 緑化地域：緑化率の最低限度 20%（15%＋市有施設 5%）
日影規制	第二種住居地域：測定面 4 m、規制時間 4 時間/2.5 時間 第一種中高層住居専用地域：測定面 4 m、規制時間 3 時間/2 時間
その他	都市計画公園 都市公園（設置すべき区域を含む） 宅地造成工事規制区域 国指定史跡 周知の埋蔵文化財包蔵地 一団地認定区域

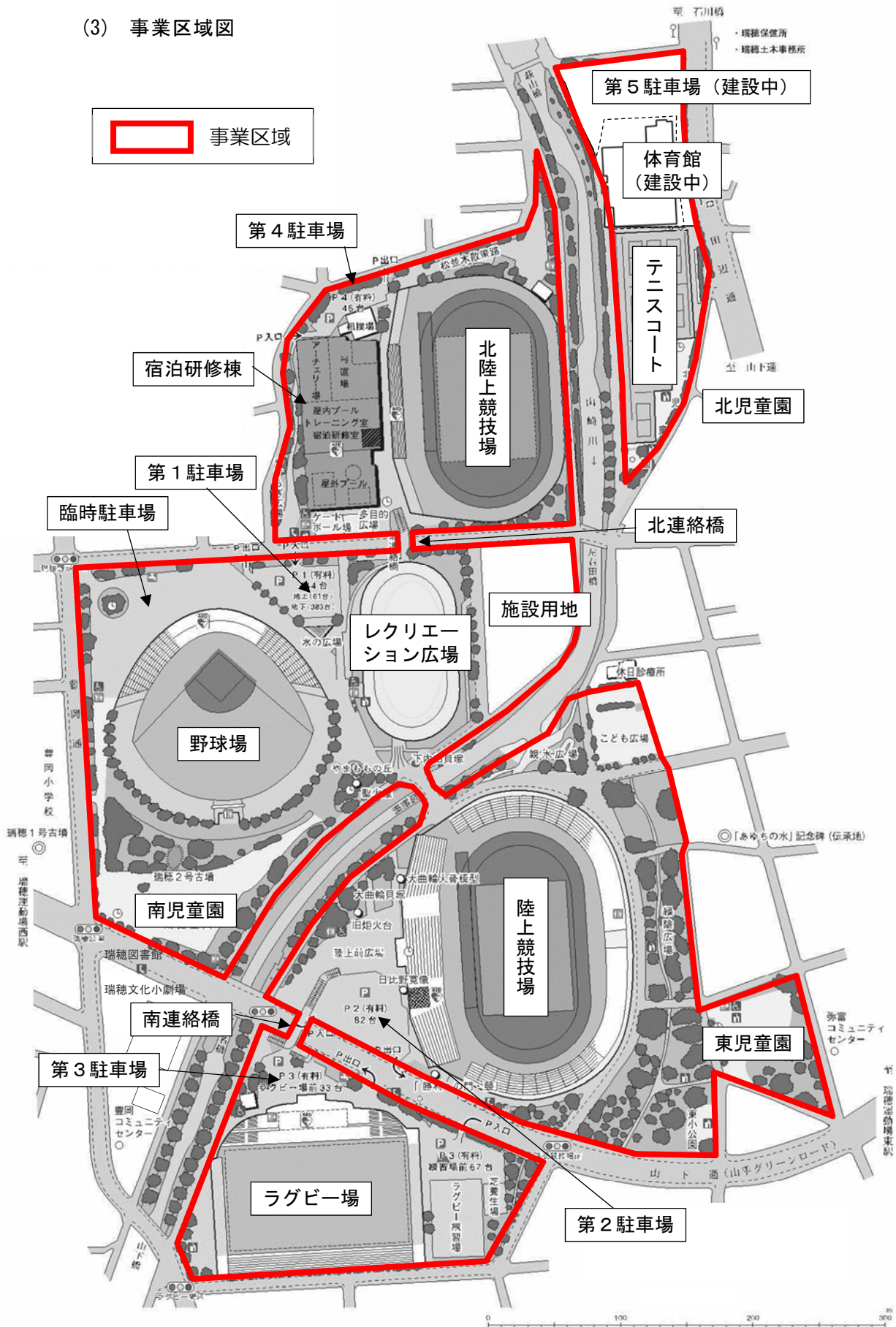
ウ 都市計画等の変更予定（令和 3～4 年度予定）

- ・公園内一部道路の廃道などにより、一般車両の進入を抑制して、安全で快適な公園としての空間を創出し、公園利用者が安全に利用できるようにする。
- ・特別用途地区「スポーツ・レクリエーション地区（仮称）」を都市計画決定し、観覧場及び駐車場の用途制限を緩和する。
- ・公園整備の進捗に伴い、一部用途地域等の変更を予定する。
- ・必要条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合を緩和する。

(2) 位置図



(3) 事業区域図



資料2 サービス購入料の考え方

(1) 各業務に係る対価について

各業務の実施に要する経費にかかる対価等については、次のとおり構成される。

表1 業務に係る対価等について

業務	収入分類	対価の対象となる費用
整備業務	サービス購入料A (一時支払)	<ul style="list-style-type: none"> 表2に示す整備業務に要する費用のうち、以下の業務に係る費用の合計額の75% [対象となる業務] <ul style="list-style-type: none"> 設計業務 解体・撤去業務 建設業務のうち、建設工事業務、施設の引渡し業務、各種申請等業務、セルフモニタリング業務及びその他建設業務において必要な業務
	サービス購入料B (割賦支払)	<ul style="list-style-type: none"> 整備業務に要する費用のうち、サービス購入料Aの対象となる費用を除く費用 整備業務を実施する上で必要となる費用 特別目的会社の設立費用 割賦金利
維持管理 運営業務	サービス購入料C (指定管理業務にかかる対価)	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理運営業務のうち指定管理者が行う業務のうち整備施設修繕業務を除く業務(以下「指定管理業務」という。)に要する費用 特別目的会社の事務経費 指定管理業務を実施する上で必要となる費用
	サービス購入料D (整備施設修繕業務にかかる対価)	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理運営業務のうち本事業において整備した施設の修繕及び備品に関する業務(以下「整備施設修繕業務」という。)に要する費用 整備施設修繕業務を実施する上で必要となる費用
統括管理 業務	サービス購入料E	<ul style="list-style-type: none"> 統括管理業務に要する費用 統括管理業務を実施する上で必要となる費用

(2) サービス購入料について

ア 整備業務に係る対価(サービス購入料A)

整備業務に係る対価のうち、事業契約書に定める一定の金額で、令和7年度までの設計・建設期間中に市が事業者に対して支払うものをいう。

(ア) 構成される費用の内容

整備業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。このうち、※にて示されるものがサービス購入料Bに含まれることとする。

表2 設計・建設に係る費用の構成

区 分	構成される費用の内容
設計・建設に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> －事前調査業務 －設計業務 －各種申請等業務 －セルフモニタリング業務 －その他設計業務において必要な業務 ・工事監理業務に係る費用 ※ <ul style="list-style-type: none"> －工事監理業務 ※ －各種申請等業務 ※ －セルフモニタリング業務 ※ －その他工事監理業務において必要な業務 ※ ・解体・撤去業務に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> －解体・撤去にかかる事前調査業務 －解体・撤去にかかる設計業務 －解体・撤去工事業務 －各種申請等業務 －セルフモニタリング業務 －その他解体・撤去業務において必要な業務 ・建設業務に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> －建設工事業務 －寄付品移設業務 ※ －備品等の調達及び設置業務 ※ －開業準備業務 ※ －完成式典支援業務 ※ －陸上競技場公認等取得業務 ※ －施設の引渡し業務 －各種申請等業務 －セルフモニタリング業務 －その他建設業務において必要な業務
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・上記整備業務に係る費用に係る建中金利 ※ ・融資組成手数料 ※ ・特別目的会社の設立費用 ※ ・その他整備業務に関して必要となる費用 ※
割賦手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦金利 ※

(イ) サービス購入料Aの算定方法

上記の設計・建設業務に係る対価として構成される費用の内容のうち、※印のついていない費用の合計額の75%をサービス購入料Aとする。

(ウ) サービス購入料Aの支払方法

事業者は、設計・建設期間（令和3年度から令和7年度まで）の各年度末までに、市による中間確認が完了した場合は当該年度終了後、完工確認が完了した場合は完了後、すみやかに市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Aを支払う。支払回数は、原則として各年度1回とする。

なお、解体・撤去業務又は建設業務にかかる費用のうち、工期が複数年度にまたがる工事費の請求は、出来高に応じた部分払によることを可能とする。この部分払の請求金額は、各年度末の既済部分に対応する代金の10分の9を超えることができない。

イ 整備業務に係る対価（サービス購入料B）

整備業務に係る対価のうち、サービス購入料Aを除き、令和8年度から事業期間終了までの間にわたり割賦により支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。

なお、サービス購入料Bに係る消費税相当分については、サービス購入料Bの第1回目の支払いの際に全額を支払うものとする。

(ア) 算定方法等

割賦支払の毎回の金額は、次の前提で計算した金額とする。

元本額	上記(2)ア(ア)記載の整備業務に係る対価のうち、(イ)の算定方法に基づき算定されるサービス購入料Aを控除した額（※の金額含む）。
弁済方法	元利均等弁済
適用金利 (年利)	基準金利+提案されたスプレッド なお、基準金利がマイナスになった場合は、基準金利部分を0%と読み替えることとする。
基準金利	陸上競技場等の引渡日の2営業日前（銀行営業日ではない場合は、その前銀行営業日）のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBORベース10年物（円-円）金利スワップレート（基準日東京時間午前10時。テレレート17143ページ。）とする。

	また、提案価格における基準金利は、令和2年8月3日の基準金利であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Bの償還表」を市に提出するものとする。
金利計算方法	各回の支払いにおいて、期間3ヶ月（0.25年）後取として計算する。なお、初回については、引渡日の翌日から初回支払いまでの期間により計算する。
その他	<p>(ア) 割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元金を60回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。</p> <p>(イ) 元利均等計算した1回あたりの支払元金、支払金利、消費税及び地方消費税の各支払額に一円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。</p> <p>(ウ) 割賦元金、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、(ア)の額と(イ)の合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。</p>

(イ) サービス購入料Bの支払方法

市は、令和8年度第1四半期よりサービス購入料Bを支払う。事業者は、維持管理運営期間の各年度の7月1日以降（第1四半期相当分）、10月1日以降（第2四半期相当分）、1月1日以降（第3四半期相当分）及び4月1日以降（第4四半期相当分）に、市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Bを支払う。

なお、この契約に基づくサービス購入料Bの支払いについて、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）第64条に規定する定期支払申込書を提出した場合は、事業者は請求書の提出を要しない。

支払回数は、各年度分につき4回とし、計60回支払う。また、1回あたりに支払われるサービス購入料Bの金額は、上記(ア)を参照のこと。

ウ 維持管理運営業務に係る対価（サービス購入料C）

本事業の維持管理運営業務に係る対価のうち、(1)の表1に示す指定管理業務にかかる対価（以下「指定管理料」という。）として、令和5年4月1日からの指定管理期間にわたり市が事業者に対して支払うものをいい、事業者が提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。

(ア) 構成される費用の内容

指定管理料は、次の費用を含むものとする。ただし、エ(ア)に示す整備施

設修繕業務に要する費用等を除く。

区 分	構成される費用の内容
維持管理運営 業務に係る費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の利用及び事業の実施に関する費用 ・瑞穂運動場の使用の許可に関する費用 ・瑞穂運動場の利用料金に関する費用 ・瑞穂運動場の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する費用 ・公園の維持管理に関する費用 ・都市公園内許可事務の補助に関する費用 ・緊急時対応に関する費用 ・利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関する費用 ・事業計画書及び事業報告書等の提出に関する費用 ・指定管理者の引継ぎに関する費用 ・ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメリット対応費用 ・パークマネジメント活動費用 ・その他市が定める業務に関する費用
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別目的会社の事務経費 ・その他上記維持管理運営業務に関して必要となる費用

(イ) 算定方法等

指定管理料は、市と指定管理者で協議し、施設の管理運営に要する経費（以下「管理運営経費」という。）から施設運営収入及び自主事業収入の一部を差し引いた額とする。

a 修繕費基準額は、次のとおりとする。

【修繕費基準額】 (単位：千円)

年度	5～20	21	22
金額	毎年度 30,000	35,000	40,000

b 練習プール（屋外）にかかる水道量として、各年度 4,930 m³の最低使用水道量を提案すること。ただし、応募者が最低使用水道量以上の水道量がかかると判断した場合は、その数量を計上すること。

c 自主事業に係る使用料は、資料 3 を参照すること。

d 支払回数は、各年度 4 回とし、計 72 回支払う。各四半期の支払額は次のとおり計算する。

(a) 年間支払額を対象に消費税及び地方消費税を計算する。消費税及び地方消費税額に一元未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

(b) (a)で計算した年間支払額をもとに1回あたり（各四半期相当分）の支払額を計算し、当該金額に一元未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

(c) (b)で計算した1回あたりの支払額の4回分合算額が(a)で求めた年間支払額と一致しない場合は、各年度の最終回（第4四半期相当分）の支払額をもって調整し、年間支払額と一致させる。

【参考1】指定管理料の実績（消費税等含む。） （単位：千円）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
金額	287,783	290,102	294,747	391,448	391,862

※ 指定管理料には、修繕費を含む。

※ R3以降は、体育館の指定管理予算（想定）を含む。

【参考2】指定管理料に係る収入と支出一覧

収入	指定管理者が行う業務	指定管理料 施設運営収入	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料 ・利用料金収入 ・市の施策として実施する教室事業収入
	自主事業として実施することができる業務	自主事業収入	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金収入（基本の供用時間外） ・教室等事業収入（市の施策として実施するものを除く。） ・物販事業収入 ・その他指定管理者の提案により実施する事業収入 ※自主事業の利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること。
支出	指定管理者が行う業務	管理運営経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課 など
	自主事業として実施することができる業務	自主事業に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金 ・貸付料・占用使用料 ・その他実施にかかる経費

(ウ) サービス購入料Cの支払方法

市は、事業者の運営維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、サービス購入料Cを支払う。

市は、事業者から毎月提出される月次業務報告書の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、四半期最終月の業務報告書の受領後14日以内（閉庁日を除く）に事業者へモニタリングの結果を通知する。

当該通知の後に事業者は、市に対してサービス購入料Cの請求書をサービス購入料D、Eの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料D、Eとあわせてサービス購入料Cを支払う。

(エ) その他

維持管理運営業務において、市が事業者に対して負担すべき追加費用の支払いは、サービス購入料Cの増額をもって行うことができる。また、維持管理運営業務において、事業者が市に対して負担すべき追加費用の支払いは、同様にサービス購入料Cの減額をもって行うことができる。

なお、市が事業者に対して損害賠償を行う場合に関してはこの限りでない。

エ 維持管理運営業務に係る対価（サービス購入料D）

本事業の維持管理運営業務に係る対価のうち、整備施設修繕業務に係る対価として、事業契約の締結後から事業期間終了までの間にわたり市が事業者に対して支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。

(ア) 構成される費用の内容

整備施設修繕業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

区 分	構成される費用の内容
維持管理運営業務に係る費用	・本事業において整備した施設の修繕及び備品に関する費用
その他費用	・その他整備施設修繕業務に関して必要となる費用

(イ) 算定方法等

支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、年間支払額の4分の1相当額を本事業の事業期間中に計72回支払うものとし（第1回支払いは令和5年度第1四半期相当分）、各四半期の支払額は次のとおり計算する。

- a 年間支払額を対象に消費税及び地方消費税を計算する。消費税及び地方消費税額に一円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。
- b aで計算した年間支払額をもとに1回あたり（各四半期相当分）の支払額を計算し、当該金額に一円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。
- c bで計算した1回あたりの支払額の4回分合算額がaで求めた年間支払額と一致しない場合は、各年度の最終回（第4四半期相当分）の支払額をもって調整し、年間支払額と一致させる。

(ウ) サービス購入料Dの支払方法

市は、事業者の整備施設運営業務の実施状況をモニタリングし、要求水準等を達成していることを確認した上で、サービス購入料Dを支払う。

市は、事業者から毎月提出される月次業務報告書の業務確認結果を踏まえ、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、四半期最終月の業務報告書の受領後 14 日以内（閉庁日除く）に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は、市に対してサービス購入料Dの請求書をサービス購入料 C、E の請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から 30 日以内に事業者に対してサービス購入料C、E とあわせてサービス購入料Dを支払う。

オ 統括管理業務に係る対価（サービス購入料E）

本事業の統括管理業務に係る対価として、事業契約の締結後から事業期間終了までの間にわたり市が事業者に対して支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額（ただし、令和3年度分は、合計 1,500 千円とする。）に基づき、固定された金額を支払う。

(ア) 構成される費用の内容

統括管理業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

区 分	構成される費用の内容
統括管理業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・統括マネジメントに関する費用 ・総務・経理に関する費用 ・事業評価に関する費用 ・その他本事業を実施する上で必要な業務に係る費用
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・その他統括管理に関して必要となる費用 ・その他業務に係る費用

(イ) 算定方法等

支払回数は年 4 回とし、第 1 四半期から第 4 四半期の各四半期において、年間支払額の 4 分の 1 相当額を本事業の事業期間中に計 77 回支払うものとし（第 1 回支払いは令和 3 年度第 3 四半期及び第 4 四半期相当分）、各四半期の支払額は次のとおり計算する。

- a 年間支払額を対象に消費税及び地方消費税を計算する。消費税及び地方消費税額に一円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。
- b a で計算した年間支払額をもとに 1 回あたり（各四半期相当分）の支払額を計算し、当該金額に一円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。
- c b で計算した 1 回あたりの支払額の 4 回分合算額が a で求めた年間支払額と一致しない場合は、各年度の最終回（第 4 四半期相当分）の支払額をもって調整し、年間支払額と一致させる。

(ウ) サービス購入料Eの支払方法

市は、事業者の統括管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準等を達成していることを確認した上で、サービス購入料Eを支払う。

市は、事業者から毎月提出される月次業務報告書の業務確認結果を踏まえ、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、四半期最終月の業務報告書の受領後14日以内（閉庁日除く）に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は、市に請求書をサービス購入料C、Dの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料C、Dとあわせてサービス購入料Eを支払う。

カ 各サービス購入料の支払い対象時期

各サービス購入料の支払い対象時期について、支払い対象となる年度及び四半期は以下のとおりである。なお、サービス購入料Aは請求書の提出が予想される時期を着色している。

[各サービス購入料の支払い対象時期]

サービス購入料 (対象年度・四半期)	年度	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度				...	令和22年度				支払回数			
	四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	...	1	2	3	4				
サービス購入料A																																		4
サービス購入料B																																		60
サービス購入料C																																		72
サービス購入料D																																		72
サービス購入料E ※																																		77

※サービス購入料Eの第1回支払いは、令和3年度第3四半期・第4四半期をあわせて、市の指定する額を支払う。

(3) サービス購入料の改定

ア サービス購入料Aの改定

(ア) 物価変動による改定

a 対象となる費用

設計費、工事監理費などを除いた直接工事及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とする（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。）。

b 基準となる指標

改定する際の基準となる指標、物価変動の基準となる指標は、「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（名古屋）：構造別平均RC」の「建築」「設備」を指標とする。

c 改定方法

契約締結日の属する月の指標値と陸上競技場等の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。改定を行う場合の方法は次のとおりとする。

「X」：事業契約書に記載されたサービス購入料Aのうち、直接工事施工に必要となる経費

「Y」：陸上競技場等の着工日のサービス購入料Aのうち、直接工事施工に必要となる経費

「改定率 a」：陸上競技場等の着工日の属する月の指標値（確定値）／本契約締結日の属する月の指標値（確定値）

改定後の整備費用「Y」を求めるための計算式は、次のとおりである。ただし、「 $0.985 \leq \text{改定率 } a \leq 1.015$ 」の場合、サービス購入料は改定しない。

$$\text{【改定率 } a > 1.015 \text{ の場合】 } Y = \{ X \times (\text{改定率 } a - 0.015) \}$$

$$\text{【改定率 } a < 0.985 \text{ の場合】 } Y = \{ X \times (\text{改定率 } a + 0.015) \}$$

イ サービス購入料Bの改定

(ア) 物価変動による改定

設計・建設期間中の物価変動にともなうサービス購入料Bの改定については、上記ア（ア）を参照のこと。

(イ) 金利変動による改定

サービス購入料Bについては、金利変動を考慮した改定を行うため、陸上競

技場等の維持管理8年度目である第29回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りのサービス購入料Bを算定し直す。また、事業者から提案されたスプレッドは原則見直さない。

なお、本事業では、令和15年4月1日（改定基準日）に基準金利の見直しを行うものとし、そのときの基準金利の設定は同日の2営業日前（銀行営業日ではない場合は、その前銀行営業日）のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBOR ベース10年物（円-円）金利スワップレート（基準日東京時間午前10時。テレレート17143ページ。）とする。

ウ サービス購入料Cの改定

(ア) 対象となる費用と参照指標

物価変動の改定の対象となる費用と改定に使用する指標は下表のとおりとする。

対象費用	参照指標
サービス購入料Cのうち、光熱水費の電気、ガス、水道、下水道の基本料金相当額	消費者物価指数 (名古屋市光熱・水道)
サービス購入料Cのうち、光熱水費及び修繕費を除く費用	毎月勤労統計賃金指数（厚生労働省） ・就業形態別きまって支給する給与： 一般労働者30人以上

(イ) 改定方法

改定にあたっては、下記(ウ)の計算方法に基づき各年4月1日以降のサービス購入料Cを改定する。

なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。物価改定は1年に1回とする。

(ウ) 令和N年度の改定方法

令和N年度のサービス購入料Cは、令和X年9月（前回改定時）の指標と令和(N-1)年9月の指標とを比較して1.5%を超える変動があった場合、**改定前**の令和N年度のサービス購入料Cに、令和X年9月の指標と令和(N-1)年9月の指標に基づいて設定した改定率（小数点以下第四位未満は切り捨てる）を乗じて改定する。なお、第1回目の物価改定は、令和5年9月と令和4年9月の指標により算定する。

[計算方法]

$$P_n = B_n \times \text{改定率}_n$$

P_n : 令和N年度のサービス購入料C（対象分）

B_n : 改定前の令和N年度のサービス購入料C (対象分)

改定率 n : 令和N年度の改定率 = 令和 (N - 1) 年 9 月の指標 / 令和 X 年 9 月の指標
ただし、「0.985 ≤ 改定率 n ≤ 1.015」の場合、令和N年度のサービス購入料は改定しない。

(エ) 消費税及び地方消費税の変動による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が変動した場合、市は、当該変動にあわせて変更された消費税及び地方消費税相当額を負担する。
なお、原則として他の税制改正による改定は行わない。

(オ) 基準の切替え及びそれに伴う換算

「毎月勤労統計賃金指数」については、原則として新基準確定値公表年度の翌年度の対価改定から新基準を用いて改定率等を算定し、新基準に基づく支払いは、翌々年度から行うこととする。

また、基準の切替えに伴う換算は、両指数共に、基準年における旧基準と新基準の年平均指数値（新基準が 100）の比を用い、旧基準の指数を換算することとする。具体的な計算式は次のとおり。

【計算例】（下表の 2019 年の 2020 年基準の換算指数を算出する場合）

$$(2020 \text{ 年基準換算指数}) = (2015 \text{ 年基準の } 2019 \text{ 年指数}) \times \frac{(2020 \text{ 年基準の } 2020 \text{ 年指数} = 100)}{(2015 \text{ 年基準の } 2020 \text{ 年指数})}$$

エ サービス購入料Dの改定

(ア) 対象となる費用と参照指標

物価変動の改定の対象となる費用と改定に使用する指標は下表のとおりとする。

対象費用	参照指標
令和 15 年度以降、本事業の終了までの間のサービス購入料D	上記ア (ア) b による。

(イ) 改定方法

契約締結日の属する月の指標値と令和 12 年 4 月から令和 15 年 3 月までの 3 年間の平均による指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は、令和 15 年度以降のサービス購入料Dについて、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。改定を行う場合の計算方法は、次のとおりとする。

「D₀」：事業契約書に記載された令和15年度以降の令和N年度のサービス購入料D

「D_n」：令和N年度に支払われる改定後のサービス購入料D

「改定率d」：令和12年4月から令和15年3月の3年間の平均による指標値(確定値)／本契約締結日の属する月の指標値(確定値)

改定後のサービス購入料Dを求めるための計算式は、次のとおりである。ただし、「 $0.985 \leq \text{改定率 } d \leq 1.015$ 」の場合、サービス購入料は改定しない。

$$\text{【改定率 } d > 1.015 \text{ の場合】 } D_n = \{D_0 \times (\text{改定率 } d - 0.015)\}$$

$$\text{【改定率 } d < 0.985 \text{ の場合】 } D_n = \{D_0 \times (\text{改定率 } d + 0.015)\}$$

オ サービス購入料Eの改定

(ア) 対象となる費用と参照指標

物価変動の改定の対象となる費用と改定に使用する指標は下表のとおりとする。

対象費用	参照指標
統括管理業務に係る費用相当額	毎月勤労統計賃金指数(厚生労働省) ・就業形態別きまって支給する給与： 一般労働者30人以上

(イ) 改定方法

サービス購入料Eの改定方法は、上記ウ(イ)～(オ)による。

(4) サービス購入料の減額等

市は、本事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、整備業務、維持管理運営業務、統括管理業務の実施状況について、要求水準等の内容が達成されていないと判断した場合には、事業契約書の規定に従い、事業者に対し業務改善及び復旧に関する勧告やサービス購入料の減額等の措置をとるものとする。なお、詳細については、事業契約書(案)において示す。

また、制度の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、市と事業者は協議を行うものとする。

資料3 モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法

(1) モニタリングの基本的考え方

ア モニタリングの目的

市は、事業の実施状況について監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実にを行い、要求水準等を達成していることを確認する。

以下では、事業者が行うモニタリングを「セルフモニタリング」といい、市が行うモニタリングを「モニタリング」という。

イ モニタリングの基本的考え方

事業者は、本事業の特性をよく理解するとともに、対象業務において求められているサービスの範囲及び水準は時代により変化することも考えられるため、市と協議の上、業務目標等の見直しを行うことが必要である。

本事業における要求水準等の達成の確認は、事業者がセルフモニタリングとして、構成員及び協力会社等により提供されるサービスの内容と業務仕様との合致の確認など業務管理を行った上で、それを市に報告する。そして、市がその報告を基に、事業者が定められた業務を確実にを行い、要求水準等を満足しているかを確認等することをモニタリングの基本的な構造とする。

市は、事業者からセルフモニタリングの結果について報告や説明を受け、また、自らもモニタリングの一環として現場の確認等を行うことがあるが、これらをもって事業者が負うべき業務に関する責任が市に転嫁されるものではない。

(2) モニタリングの対象及び方法

ア モニタリング対象となる業務

モニタリングの対象となる業務及びサービス購入料の減額の対象となる業務は以下のとおりである。

業務名	モニタリングの実施	改善勧告	サービス購入料の減額等
整備業務	○	○	—
維持管理運営業務	○	○	○
財務状況	○	○	—
事業期間終了時における引き継ぎ	○	○	—

イ 実施計画書の策定

市は、事業契約締結後、事業者と協議の上で、上記の各段階の業務開始前までに、モニタリング実施計画書を策定する。

なお、市は、都度のモニタリング結果等を踏まえてモニタリング実施計画書を改定することができる。市がモニタリング実施計画書の改定を行うに際しては、事業

者の意見を聴取するものとする。

モニタリング実施計画書に記載する主な内容は次のとおりとする。

- ・モニタリング時期
- ・モニタリング体制
- ・モニタリング内容
- ・モニタリング手続方法（手順）
- ・モニタリング書類様式
- ・モニタリングの評価基準と評価方法（ただし、維持管理運営期間中のみ）

ウ 費用負担

モニタリングにかかる費用のうち、市に生じるものは、市が負担する。事業者は市が実施するモニタリングに関する人的経費等については自らの負担により市に協力するものとする。

事業者のセルフモニタリングにかかる費用は、事業者の負担によるものとする。

エ 設計・建設に関するモニタリング

市は、新施設の設計・建設期間を通じ、事業者が行う新施設の設計・施工の状況の監視を行うものとする。

(ア) 設計段階

事業者は、設計企業が作成する実施設計図書が、要求水準及び事業提案書等に合致していることを確認できる資料（要求性能確認報告書）を付して市に提出する。

市は、事業者が提出した実施設計図書が、事業提案書及び要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(イ) 施工段階

はじめに、市は、(ア)の設計段階モニタリング実施後、工事施工前までに事業契約書で定めた工事の実施に必要な要件を充足しているか否かについて確認を行う。

更に、市は、事業者が設置する工事監理者から定期的（月1回程度）に報告を受け、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うとともに、新施設が実施設計図書に従い建設されていることを確認するため、設計・建設期間中、必要な事項に応じて説明要求や建設現場立会及び中間確認を実施する。

(ウ) 工事完成時（引渡し時）

事業者は、施工記録及び完成検査結果を用意し、現場で市の確認を受ける。この際、市は、施設の状態が事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、新施設の設計又は工事の内容が事業契約書の定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、市は事業者に補修又は改造を求めることができる。また、事業者は、維持管理計画及び維持管理マニュアル等を作成し市の確認を受ける。

オ 解体・撤去に関するモニタリング

(ア) 解体設計時

市は、事業者によって行われた解体設計が、事業提案書及び要求水準に適合するものであるか否かについて、解体設計完了時に市に対して提出される解体設計図書の確認を行う。

(イ) 解体・撤去工事施工時

市は、(ア)のモニタリング実施後、解体・撤去工事施工前までに事業契約書で定めた工事の実施に必要となる要件を充足しているか否かについて確認を行う。

(ウ) 解体撤去工事完了時

事業者は、施工記録及び完工検査結果を用意し、現場で市の確認を受ける。この際、市は、敷地の状態が事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、解体・撤去業務の内容が事業契約書の定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、市は事業者に修補等を求めることができる。

カ 維持管理運営に関するモニタリング

(ア) 実施時期等

a 維持管理運営段階

市は、維持管理運営開始後において、要求水準（維持管理計画等）どおりに維持管理運営業務が遂行されているか、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

(イ) モニタリング方法

a 日常モニタリング

市は、日常的に施設巡回及び業務日誌等による業務遂行状況等の確認を行う。

b 定期モニタリング

市は、四半期毎に定期モニタリングを行う。定期モニタリングは事業者が作成した業務報告書及びセルフモニタリング報告書の内容を確認し、事業者の業務実施状況をチェックする等の方法により実施する。また、市は必要に応じて施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立ち会い等を行い、事業者の業務実施状況を確認する。

c 随時モニタリング

市は、維持管理期間中、必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、事業者に事前に通知した上で、維持管理運営業務について事業者に説明を求め、又は各施設内において、その維持管理運営状況を事業者、維持管理企業及び運営企業の立ち会いの上、確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行うものとする。

d 事業者からの業務報告書の提出

事業者は、事業契約書第●条に定められた維持管理運営に関する業務の状況を正確に反映した業務報告書を作成し、市に提出する。なお、提出書類と提出時期は次のとおりとする。市は提出された業務報告書の内容を確認する。

報告書名	提出時期等	維持管理運営
日報	作成日毎の提出不要（事業者にて保管）	○
月間業務報告書*1	作成月の翌月10開庁日以内に提出	○
年間業務報告書	各年度の事業終了後10開庁日以内に提出	○

*1：セルフモニタリングに係る報告内容を含むものとする。

キ その他のモニタリング

(ア) 事業期間終了時

市は、事業期間の終了時において、その後新たな維持管理運営主体が承継していくにあたり、事業終了後少なくとも1年間は消耗部品の取り替えだけを行うことにより、要求水準書等に示す機能を維持しているか、また、業務の引継ぎが適切に行われ、今後の事業実施に支障がないか否かを協議に基づきモニタリングを行い、確認を行う。

(イ) 財務状況（事業期間中）

市は、事業契約第●条に基づき、事業期間中において毎年度、事業者より公認会計士等による監査を受け、株主総会の承認を受けた財務の状況について報告書（計算書類）等の提出を求め、財務状況に関する確認を行う。

なお、財務状況については、事業者に資金を融資する金融機関（融資団）から、財務状況モニタリングに関して事業期間を通じて継続的に協力を得ることを予定している。事業者は、その点につき金融機関から協力が得られるよう十分配慮すること。

(3) 要求水準等未達の場合の措置

ア 設計段階

(ア) 改善勧告

市は、モニタリングの結果、要求水準等未達と判断した場合には、事業者に業務改善及び復旧に関する勧告（以下「改善勧告」という。）を行う。

(イ) 改善計画書の策定、改善行為の実施及び改善状況の確認

改善勧告を受けた場合は、事業者は、迅速に改善計画を策定し、市と協議した上で改善を行う。市は、改善の状況について確認を行い、改善が見込まれない場合については、再度改善勧告を行い、これによっても改善が見込まれない場合又は達成が不可能であると判断されたときには、事業者の帰責事由とし

て事業契約を解除することがある。

(ウ) 改善費用の負担

事業者の責めにより、改善等の必要が生じた場合における改善に要した費用については、事業者が全て負担する。市の責めに帰すべき事由による場合については、協議の上、事業者が生じた費用を市が負担する。不可抗力による場合については事業契約の規定に従うものとする。

また、事業者の責めにより、改善等の必要が生じた場合において、サービス購入料の支払いが遅れた場合及び本事業に遅延が生じた場合に生じる一切の損失は事業者が負担することとする。

イ 建設段階

アと同様

ウ 建設工事完成時

アと同様

エ 解体設計時

アと同様

オ 解体・撤去工事施工時

アと同様

カ 解体・撤去工事完了時

アと同様

キ 維持管理運営段階

(ア) 要求水準等未達の基準

維持管理運営業務における要求水準等未達の場合とは、以下に示す「a」又は「b」の状態と同等の事態をいう。

- a 本施設を維持管理運営する上で明らかに重大な支障がある場合
- b 本施設を維持管理運営することは可能だが、明らかに利便性を欠く場合

[表3-1 上記 a 重大な支障がある場合の例]

該当する事態の例
<ul style="list-style-type: none">・ 要求水準書に定める人員配置を怠った場合または要求水準書に定める業務を怠った場合において、本施設の全部若しくは一部が供用できない、または利用者若しくは第三者が死亡、傷害その他の損害を負った・ 個人情報又は業務上知り得た市の情報を漏えいした・ 事業者の維持管理運営業務の不履行等を起因として本施設の運営に重大な影響を及ぼす事態の発生・ 維持管理運営業務を故意に放棄

<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用月日及び供用時間（事業者の提案に基づき供用月日及び供用時間を変更した場合を含む。）を遵守しない場合において、利用者又は第三者が損害を負った ・ 故意又は重大な過失により市が適切に連絡をとることができない状態にある（長期にわたる連絡不通等） ・ 特定の者を優先的に又は不利益に取り扱う ・ 利用調整に参加する意思がない、その他利用調整の円滑な実施に協力する意思がない ・ 市への虚偽報告 ・ 市からの指導・指示に従わない ・ 改善計画を提出しない、または本施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く事象が発生したにもかかわらず、適切な改善措置を行わない ・ 定期点検の未実施 ・ 故障等の放置（要求水準等に示す機能を果たさない） ・ 不衛生状態の放置 ・ 災害時の未稼働（火災等発生時において適切な機能を果たさない事態の発生） ・ 安全措置の不備による事故の発生 ・ 教室事業実施計画書を提出しない ・ 教室事業実施計画書に関する市との協議に応じる意思がない ・ 市の承認なく教室事業実施計画書に定める事業を実施しない 等
--

[表3-2 上記b 明らかに利便性を欠く場合の例]

該当する事態の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理業運営務等の怠慢、ミス頻発 ・ 維持管理運営業務等の不備による設備の破損等 ・ 施設利用者等への対応の不備、苦情の頻発（事業者起因のもの） ・ 業務報告の不備 ・ 関係者への連絡不備 ・ 保全上必要な保守点検等の未実施 ・ 計画上必要な修繕等の未実施 ・ 修繕内容の不備 ・ 記録等の不備 等

なお、以下の場合、要求水準等未達とはしない。ただし、以下に掲げる事由に該当するか否かの証明は、事業者が行うものとし、該当するか否かの判断は、市の合理的裁量により行う。

- ・ やむを得ない事由により要求水準等未達となった場合で、かつ事前に市に連

絡があり、市が承諾した場合

- ・市の責めに帰すべき事由により、要求水準等未達となった場合
- ・利用者の責めに帰すべき事由により、要求水準等未達となった場合
- ・法令等変更又は不可抗力により、やむを得ず要求水準等未達となった場合
- ・その他明らかに事業者の責めに帰さない事由により、要求水準等未達となった場合

(イ) 改善勧告及び減額ポイントの加算

市は、モニタリングの結果、要求水準等未達と判断した場合には、事業者に対して改善勧告を行うとともに減額ポイントを付与する（詳細は後述「(5)」参照）。

(ウ) 改善計画書の策定・提出

改善勧告を受けた場合、事業者は、直ちに改善計画書を策定し、市に提出する。市は、当該計画により、要求水準等の改善・復旧が可能であるか否かについて確認する。なお、確認にあたり、市は改善計画書の変更を求めることができる。

また、市は事業者と協議の上、改善勧告に対する改善期限を決定する。

(エ) 改善・復旧行為の実施及び改善状況の確認

事業者は、市の確認を受けた後、改善計画書に基づき、直ちに改善・復旧行為を実施し、市に報告する。市は、事業者からの改善・復旧の報告を受け、随時モニタリングを実施し、要求水準等未達状態の改善・復旧状況を確認する。

改善・復旧の確認ができない場合には、市は再度改善勧告を行うとともに、減額ポイントを付与する。

(オ) 改善・復旧費用の負担

要求水準等が達成されない場合、市と事業者は、相互に協力し、状況の改善・復旧に努めるものとする。その後、事態の発生に至った責任の所在を明らかにし、市側の責めに帰すべき場合には、協議の上、事業者に生じた費用を市が負担する。その他の場合にあつては、改善・復旧に要した費用は事業者が費用を負担する。不可抗力による場合については、事業契約の規定に従うものとする。

(カ) 維持管理運営企業等の変更

市は、事業期間中、同一の原因に起因する同一事象で、3回以上の改善勧告が通知されたにかかわらず、改善期限内に業務の改善・復旧を実現することができなかった場合、事業者と協議の上、最終の改善勧告があった日から起算して6か月以内に当該業務担当者の変更又は当該業務の実施企業の変更を求めることができる。

(キ) 契約解除等

a 契約終了

以下の契約解除事由に該当するとき、市は、事業契約を解除することができる。

- ・事業者が改善計画書の提出を拒絶する場合その他事業者が業務の改善を行う意思がないことが明らかである場合
- ・同一の原因に起因する同一事象で、3回以上の改善勧告が通知されたにもかかわらず、改善期限内に業務の改善・復旧を実現することができなかった場合、市が、改善が不可能であると判断する場合
- ・(カ)に基づく維持管理運営企業等の変更後もなお、同一事象での改善勧告が行われた場合、市が事業契約の継続を希望しない場合
- ・サービス購入料の減額を行う場合において、2四半期連続して減額ポイントが30ポイント以上となった場合
- ・その他本事業の実施にあたって重大な支障があると認められる場合

b 株式譲渡

(カ)に基づく維持管理運営企業等の変更後もなお、同一事象での改善勧告が行われた場合、市が事業契約の継続を希望する場合においては、市は事業者の株主の全部又は一部が保有する事業者の株式の全部又は一部を、市の承認した第三者へ譲渡させることができる。

ク 事業期間終了時

(ア) 改善勧告

市は、モニタリング後、その内容を事業者に通知し、要求水準等未達と判断した内容について必要な改善勧告を行う（ただし、本施設の経年劣化に起因すると合理的に判断されるものを除く）。

(イ) 改善・復旧行為の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善勧告に従い必要な改善措置を実施し、定められた期限までに市の確認を受ける。改善・復旧の確認が得られない場合、市は再度改善勧告を行い、事業者はこれに対応する。

(ウ) 改善・復旧費用の負担等

事業期間終了時まで改善が確認されない場合には、市は事業者に、自らが改善・復旧を行う場合に想定される合理的な費用の限度で、支払未了のサービス購入料の支払いを留保する。なお、改善・復旧に必要な費用が支払未了の金額を超える場合は別途、事業者に請求を行う。

ケ 財務状況

市は、モニタリングの結果、本事業の要求水準の確保等を阻害する要因を認めた場合、その旨を事業者に対し指摘するとともに、阻害要因を取り除くための対処策の実施を求める場合がある。

なお、当該阻害要因が顕在化し、要求水準を達成できないと判断した場合には、上記の維持管理期間中の措置を適用する。

(4) 減額ポイントの減算による救済措置

モニタリングの結果、維持管理運営業務において、要求水準を上回る優れたサービス

の提供が行われている場合及び要求水準等遵守の状況が長期間継続している場合には、減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる（詳細は後述「(5)」参照）。

上記の減額ポイントの減算による救済措置は、本施設を運営する上で明らかに重大な支障が生じた場合（(3)のキの(7)のaに該当する場合）には適用できないものとする。

(5) サービス購入料の減額

ア 維持管理段階

(7) 減額の基本的考え方

市は、維持管理業務において、事業者が実施する業務が要求水準等未達であると確認した場合には、事業者に改善勧告を行う（(3)のキ参照）とともに、減額ポイントを付与するものとする。付与された減額ポイントを加算し、四半期分の減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス購入料の減額を行うものとする。

(イ) 減額ポイントの対象

サービス購入料の減額については、維持管理運営業務に係るモニタリングの結果であることから、サービス購入料C及びDの四半期分を対象に行うものとする。

(ウ) 減額ポイント

減額ポイントは、モニタリングごとに付与する。同一四半期における減額ポイントを合計し、当該四半期の減額ポイントを確認する。

業務不履行のレベルに応じて、以下のとおり減額ポイントを付与する。

事 態	減額ポイント
a 本施設を維持管理運営する上で明らかに重大な支障がある場合	各事象の発生1回につき10ポイント
b 本施設を維持管理運営することは可能だが、明らかに利便性を欠く場合	各事象の発生1回につき1ポイント

なお、当該四半期を含む直近4四半期において、同一事象につき、2回目の改善勧告が通知された場合は上記の減額ポイントの2倍、3回目の改善勧告が通知された場合は上記の減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に是正勧告の通知回数で乗じた減額ポイントを加算する。

(エ) 評価と減額ポイントの減算方法

a 要求水準等を上回る水準の場合の減算方法

モニタリングの結果、維持管理業務において、要求水準等を上回る水準の優れたサービスの提供が行われていることを確認した場合には、減額ポイントを減算するポイント（以下「救済ポイント」という。）を付与し、月間業務報告書の提出後に事業者へ通知する。救済ポイントは、付与の対象となった月の属する四半期を含め4四半期の間において事業者の申告

により利用できるものとする。なお、この間に利用のなかったポイントは失効するものとする。

【優れたサービス提供例】

- ・利用者の利便性向上に資する業務を実施した場合
- ・事業者の業務内容に関する苦情が大きく減少した場合 等

※上記は例示であり、事業者との協議により市が定める。

b 要求水準遵守の状況が長期間継続する場合の減算方法

四半期における減額ポイントが4ポイントを超えた場合で、当該四半期の直前4四半期における減額ポイントの合計が2ポイント以下であった場合には、事業者の申告により救済措置として2ポイントを減算できるものとする。

(オ) 減額ポイントの支払額への反映

市は、モニタリングが終了し、減額ポイントを付与する場合には、事業者に減額ポイントを通知する。サービス購入料の支払いに際しては、当該四半期（3か月）の減額ポイントの合計から上記(エ)の減算を行った上で、次表に従って四半期分のサービス購入料C及びDに相当する額に対し、該当する減額割合を乗じて減額の計算を行う。

市は、当該四半期に合計された減額ポイントを、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、次の四半期に持ち越さない。

事業者は、必要に応じ減額の対象となった業務について、市に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には、申立てを行うことができるものとする。この場合において、当該四半期のサービス購入料の支払時期までに減額ポイントを確認することが困難である場合は、減額ポイントを確認し事業者へ通知した日の属する四半期に係るサービス購入料の支払額から減額を行う。

なお、サービス購入料の減額は、資料2で算定したサービス購入料C及びDそれぞれに減額割合を乗じた額とし、消費税及び地方消費税を除く減額額に1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り上げる。

当該四半期の減額ポイント合計	減額割合の計算方法	減額割合
3ポイントまで	減額なし	
4ポイントから9ポイントまで	4ポイントで減額割合2% 更に1ポイント増えるごとに0.5%減額	2%～4.5%
10ポイントから19ポイントまで	10ポイントで減額割合5% 更に1ポイント増えるごとに1.0%減額	5%～14%
20ポイントから29ポイントまで	20ポイントで減額割合15% 更に1ポイント増えるごとに1.5%減額	15%～28.5%
30ポイント以上	30ポイント以上で、減額割合30%で固定	30%

(カ) 減額ポイントの連続発生に伴う措置

2 四半期連続して減額ポイントの合計が 20 ポイント以上となった場合、市は、(オ)のサービス購入料の減額措置に加え、当該連続する四半期のサービス購入料の支払いを停止する。

この場合、当該連続する四半期以降の四半期において、減額ポイントが 19 ポイント以下となった場合、減額ポイントが 19 ポイント以下となった四半期のサービス購入料に、支払い停止となった四半期のサービス購入料を加算して支払う。

資料 4 自主事業に係る使用料

(1) 自動販売機の設置許可に係る使用料

1台あたり、原則として月額18千円（年額216千円）とする。

設置する自動販売機は、景観に配慮した、かつ広告等を掲載していないデザインの機械とすること。

(2) 設置許可に係る使用料

下表のとおりとする。

設置する際は、事業内容や料金について、事前に市の承認を得ること。

(円/㎡)

設置許可に係る使用料		
年額	月額	日額
3,500	1,000	500

※0.01平方メートルの端数があるときは、切り捨てて計算する。

(3) 管理許可に係る使用料

下表のとおりとする。（整備後の陸上競技場については、予定。）

使用する際は、事業内容や料金について、事前に市の承認を得ること。

(円/㎡)

管理許可に係る使用料			
区分	年額	月額	日額
陸上競技場	8,500	2,500	700
それ以外の施設	4,000	1,500	700

※0.01平方メートルの端数があるときは、切り捨てて計算する。